

令和8年第3回 飯塚市議会会議録第3号

令和8年6月17日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第7日 6月17日（水曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。26番 瀬戸 元議員に発言を許します。26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

通告に沿って質問いたします。質問通告をいたしておりますので、何を求めて質問するのかは既に御承知のとおりだと思います。市内小中学校の特別教室にエアコンの設置が絶対に必要である。早々に設置しなければならないことに賛同していただき、緊急に予算化して設置の実行をお願いするためです。市長、今この場で設置を早期にしましょうとお答えいただければ、いろいろと回りくどい質問をしなくて、この質問は割愛して、次の質問に移れるのですが、いかがでしょうか。お答えできませんね。

それでは、回りくどい質問に入らせていただきます。今、非常に温暖化で、温度が上がっているということで、今年の5月は30度を超える日にちが6日間、今日の天気も最高気温が29度となっております。夏の一步手前の蒸し暑い一日となる見込みのようです。皆さん体調管理に十分ご注意ください。

小中学生ですね、7歳から16歳までぐらいが、暑くて日射病になる可能性がある室温ですね、7歳から16歳までの子どもや学生が室内で過ごしていて、熱中症、かつて日射病や熱射病と呼ばれていたものですが、それになる危険性が高まる室温の目安は、大体28度と言われております。さらに警戒が必要なレベルや、なぜこの年齢層が室内で危険にさらされやすいのか、調べてみました。

室温と危険度の目安というのがありまして、室内での熱中症リスクを判断する場合、実は温度だけでなく湿度が大きく関係するそうです。エアコンの設定や、室温計を見る際の目安は、次のとおりということで示してあります。室温の目安、危険レベル、注意すべき状態、25度から27度、通常は安全と、快適に過ごせる範囲ですが、湿度が高い70%以上の場合は、小まめな水分補給などが必要だと。

そして、28度から31度、これは警戒、黄色信号、熱中症のリスクが明確に高まるラインです。エアコンのスイッチを入れ、室温を28度以下に下げると。

次に、31度以上、厳重警戒、危険と。じっとしていても体温が上昇しやすく、室内にいただけで熱中症を発症する可能性が非常に高い、大変危険な状態ですと示されています。

7歳から16歳、小中学生ですね、特有のリスクが、この年齢層は一見体力がついてきて丈夫に思いますが、室内での熱中症には、特有の盲点があると。熱中症の時間差、学校の部活や体育、外遊びで日中に強い熱を体にため込んだ状態で帰宅すると、夜間や翌日の涼しい室内であっても時間差で発症することがあると。

次に、室内での活動量。部屋の中でゲームに熱中したり、自宅で勉強やスマホに集中していると喉の渇きや体の異変、軽い頭痛や気だるさに自分で気づくのが遅れがちと。体温調整機能がまだ発達途上だということですね。特に7歳から12歳頃の児童は、大人に比べて汗をかく機能が未発達で、体に熱が籠りやすい特徴があるということが言われております。室温計を上手に活用して、室温28度以下、湿度60%以下を一つの目安として、エアコンや除湿機能を稼働させるのが、室内での発症を防ぐ最も確実な対策と言われております。

そこで質問に入ります。特別教室ですね、小中学校における特別教室にはどのような教室があるのかお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

小中学校における特別教室とは、教科ごとに設けられた専用の教室でありまして、法律で示されております種類でお答えいたしますと、小学校では、理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、コンピューター教室、いわゆるパソコン教室になります。図書室、特別活動室、教育相談室となっております。

また、中学校の特別教室の種類といたしましては、理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピューター教室、パソコン教室です。図書室、特別活動室、教育相談室、進路指導室となっております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

それでは、本市の市立小中学校の特別教室へのエアコンの設置状況はどのようになっているか、お答えください。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

本市の市立小中学校の特別教室へのエアコン設置状況につきましては、主に音楽教室、図書室、パソコン教室となっております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

今のご答弁で、なぜこの3教室のみとなっているのでしょうか。その辺をお答えいただければと思います。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

平成30年度に飯塚市立小・中学校空調設備設置計画を策定し、普通教室へ空調設備の整備を行いました。その際、既に図書室とパソコン教室については、空調設備が設置されておりましたので、その他の特別教室への設置の考え方につきまして整理を行っております。その際、音楽教室につきましては、防音効果を高めるため窓を閉め切る必要性があり、窓の開放により温度調

整ができないということから、音楽教室は設置することとしたものでございます。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

次に、本市の市立小学校の特別教室へのエアコンの設置率はどのようになっていますか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

本市の特別教室への空調設備の設置率につきましては、文部科学省が公表しております令和6年9月1日現在で45.6%の設置率となっております。

また、令和8年5月1日現在で独自に調査した設置率につきましては、48.9%となっております。

設置率が増加した要因につきましては、不登校等の特別な配慮が必要な児童生徒が通う教育相談室については、日中利用されており、熱中症対策への配慮も必要なことから、空調が整備されている空き教室がない学校の当該教育相談室へエアコンを設置したことによるものでございます。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

それでは、県内他自治体での小中学校特別教室の空調設備状況について、お尋ねいたします。嘉麻市及び桂川町の特別教室へのエアコン設置率はどのようになっていますか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

先ほど答弁いたしました文部科学省が公表する、同じく令和6年9月1日現在で、嘉麻市が91.9%、桂川町が68.6%となっております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

それでは、福岡県内小中学校の設置率についてお答えください。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

福岡県内の小中学校の特別教室への空調設置率につきましては、令和6年9月1日現在で71.4%となっております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

福岡県内の小中学校の特別教室への空調設置率につきましては、令和6年9月1日で71.4%と。

では、ただいま答弁がありましたが、本市と他市町の特別教室へのエアコン設置状況をどのように捉えられていますか、お答えください。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

本市の特別教室への空調設置率を県内及び近隣市町と比較いたしますと、下回っている状況にあります。近年の猛暑により、こどもたちへの健康面での配慮や教職員等の職場における熱中症予防対策の面や、学校及びP T Aより、早期設置に向けた要望もあっていることから、特別教室への空調設備の整備の検討が必要であるということは認識しているところでございます。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

認識はしていると。今の部長答弁に対して、市長、教育長、副市長、補足や訂正はなかったもので、市長、教育長の考え方も同じということで理解いたします。

私はこの質問の冒頭で申し上げたとおり、学校はこどもたちにとって安全で、保護者の皆様には安心してお子さんを送り出せる場所であってはならないと考えますし、そこで働く先生方も安心して特別教室で授業ができるべきだと考えています。W B G T（暑さ指数）ですか。これで、この基準を活用して取り組まれています、実際、皆さん方の執務室でこれを計測して、エアコンを入れたり、切ったりしていないと思います。

何が言いたいのかといいますと、会議室や応接室は必要なときだけ、必要なだけ使う部屋です。それなのに、エアコンが整備されている。暑さ指数とか関係なしに入れているわけですね。必要なときに必要なだけ使う。この特別教室、これは特別教室の使用方法と同じだと、私は思うんですけど、答弁ができるならお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

確かに議員が申されますとおり、会議室や応接室等で必要なときに空調を入れるということと、同様の使い方ということについては、そのようになろうかというふうに思います。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

学校現場の室温状況や特別教室への利用頻度について、教育委員会は把握してありますか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

昨年度6月から9月にかけて各学校へ依頼を行いまして、特別教室を対象に、1時間目と4時間目の終了時点における室温調査を実施いたしました。その結果、ほぼ全ての学校の特別教室で、学校環境衛生基準を超える28度以上となっており、現地調査も行ったところ、理科教室や図画工作教室では35度を超える学校もございました。

また、併せて特別教室の利用状況調査をしたところ、小学校では理科教室の利用頻度が最も高く、続いて家庭教室となっており、中学校では理科教室と美術室の利用頻度が高い状況となっております。特に理科教室につきましては、専科の教師が常駐しており、長時間理科教室に滞在することがあるということや、実験がある単元の場合に時期をずらして授業を行うことができないなどの声がございました。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

今までに学校現場でエアコンの設置がされていない特別教室の熱中症による事故とかは発生していませんか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

ご質問の件につきましては、学校から提出されている報告書等を確認いたしましたが、特別教室において熱中症による事故が発生したとの報告は確認されておりません。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

今、報告がないという答弁でございましたが、以前、特別教室で、授業中に先生が熱中症になったという事例を聞いていますが、教育委員会は把握しておりませんか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

中学校において、教員の気分が悪くなったという事案は聞いておりますが、報告書の提出があっておりませんので、教員の体調不良の原因が熱中症によるものか、などの詳細につきましては把握しておりません。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

熱中症ではなかったのではないかと、熱中症だったのかは分からないということですね。

特別教室への空調設備の設置費についてお尋ねします。昨年度、小学校・中学校・小中一貫校の各1校をモデル校として、事業費を試算した結果があると思うんですが、どのようになっていますか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

昨年度、今言われましたように、モデル校において事業費を試算した結果、あくまでも概々算とはなりますが、理科教室、図画工作教室、家庭教室、美術室、技術室等を全校整備した場合、10億円から15億円程度の事業費がかかる試算となっております。

なお、特別教室への空調設置に伴い、空調配管設備工事などの空調設備工事、受変電設備改修工事や配電関連工事などの電気設備工事などの付帯工事がございますが、受変電設備の増設や、教室の配置場所による配線工事等の追加工事については、各学校で異なっており、詳細な状況を加味していないため、事業費につきましては、実施設計を行いますと、先ほどお答えした数字から大きく変動する可能性がございます。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

工事費がまだかさむ可能性があるということですね。

国庫補助金について聞きます。先ほど、概々算の事業費を答弁されましたが、これに対する国庫補助金制度はあるのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

特別教室への空調設備の整備に係る国庫補助制度につきましては、学校施設環境改善交付金が

ございます。学校施設環境改善交付金につきましては、令和8年度の補助単価は、電気で整備した場合、1平米当たり3万700円、電気で受変電改修を含んだ場合とガスで整備した場合が、1平米当たり3万6200円となっており、補助割合は3分の1、補助対象経費は1校当たり7千万円が上限額となっております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

ではその学校施設環境改善交付金は、補助金は使えるということですよ。

令和8年の市長の施政方針で5つの柱によるまちづくりに取り組むとあり、「教育のまち」が最初にあります。率直にお聞きます。なぜ特別教室にエアコンがつかないのですか。これは最終的には予算の編成などは市長の権限ですので、市長からのお答えを頂きたいのですが、いかがでしょう。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

特別教室への空調整備につきましては、事業費の側面から申しますと、先ほど申しましたように、補助割合が3分の1の学校施設環境改善交付金が活用できることとなっておりますけれども、学校内の各施設の空調整備に関しましては、現在国におきまして、避難所となる体育館について、同交付金が2分の1の補助率で活用できるという、財源的に有利な条件で措置してあることに加えて、体育館につきましては、熱中症の危険性が極めて高い施設であると判断されることから、現在は体育館への空調整備を優先的に進めていくこととしているところでございます。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

先ほどは近隣市町村や福岡県内の特別教室への空調設置率をお答えいただきましたが、本市の特別教室のエアコン設置率が低い状況をどのように考えていますか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

本市におきましては、児童生徒の熱中症対策と安全な学習環境の確保を最優先とし、滞在時間の長い普通教室への空調設備の設置を進め、令和元年度までに整備を完了いたしました。その一方で、特別教室の設置率が5割に満たない状況にとどまっていることにつきましては、重要な課題であると認識しております。

また、先ほど答弁いたしましたように、特別教室への空調設備の設置に当たりましては、学校全体の受変電設備の容量増強や付帯工事も必要となることが想定されますことから、財政負担や工事期間の調整等についても課題があるものと認識いたしております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

先ほど空調設備には多額の設置費用がかかるという答弁がありました。財政状況を考慮に入れた特別教室への空調整備計画が立てられないのか、お聞きしたいです。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

特別教室への空調整備計画につきましては、国庫補助を除いても、一般財源での財政負担が多額となるため、まずは各校において、使用頻度の高い特別教室から設置していくという計画を立てたところではございますが、学校施設において、空調設備が設置されていない施設の優先順位を考慮した結果、先ほどもお答えいたしました国の交付金等の有利な財政支援も整備されている体育館の空調設備の整備について、最優先に取り組んでいくこととしたものでございます。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

体育館と特別教室への空調設置に対する優先順位を述べられましたが、猛暑が続く昨今の状況を鑑みて、特別教室へのエアコン設置は、体育館への空調設置と同様に考えることはできないんですか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

近年の猛暑による熱中症のリスクや、学習環境の改善の必要性から、エアコン設置を求める声も大きくなってきていることは重々承知しております。教育委員会といたしましても、空調設備の設置が熱中症対策において一番効果的であるということは認識しておりますし、子どもたちや教職員の人命に関わることにしましては、費用対効果で推しはかれないことにつきましても十分承知しているところでございます。

しかしながら、全ての要望を反映させるには、財政的に極めて厳しい現状がございます。予算の範囲内におきまして、優先順位をつけて、空調設備を整備していく必要がございますが、先ほどの答弁と重なりますが、現在国のほうが避難所となる体育館への空調整備を強く推進しており、交付金の補助割合も2分の1と、財政支援も整備されておりますので、本市としてもこの有利な条件となっている交付金を活用して、体育館等への空調設備の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、特別教室への空調整備につきましては、普通教室へ設置しております空調の更新時期も近づいておりますことから、教育環境の改善に向けて、普通教室への空調整備更新と併せて、特別教室への空調設備の整備について、関係部署と協議しつつ、引き続き検討してまいります。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

まずは体育館、そして特別教室は後ほどというご答弁だと思うんですけど、それで本当にいいのですかね。財源がない、財政的に無理だからということで。もし特別教室内で、生徒や先生に生死に関わるような熱中症の事故があった場合、もうそれから慌ててもね、慌てふためいても遅いと思うんですよね。もしそのようなことがあったらどうするのか、お聞かせください。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

今議員が申されますような事故が特別教室において発生しないように、児童生徒や教職員の方が熱中症にならないための代替措置としまして、現在、授業内容に応じて、空調の効いた普通教室で授業を行っているところでございますが、実技や実験等、体験による学びが必要とされる学習内容のため、特別教室での実施が必須の事業につきましては、可能な場合は暑くない時期への時間割の変更や、どうしても暑い時期に実施する必要がある場合には、午前中の比較的涼しい時間帯に変更するなどにより、そうした事故が起これないように対応しているところでございます。

また、当然ながら、授業の途中においては、水分の定期的な摂取や、窓を開けるなどして風通しのよい環境にし、熱中症対策を施しているところでございます。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

どうしてもつけないというふうに聞こえるんですけど、先ほども答弁の中で、理科教室、特に理科教室については、専科の教師が常駐しており、授業がない場合においても、ほぼ毎時間使用している学校が多いと。実験がある単元の場合に、時期をずらして授業を行うことができない、そういう声が多いということで答弁されたわけですけど、それでも体育館を先にやって、理科教室や美術教室、ほかの普通教室が使えないような教室、特別教室も後回しということではいいんですか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

現時点におきましては、繰り返しの答弁になりますけれども、そういう熱中症による事故が起こらないように代替策を講じて、現在は体育館の整備を最優先に取り組んでいくというところで進めているところでございます。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

教育長、同じ考え方ですか。

○議長（城丸秀高）

桑原教育長。

○教育長（桑原昭佳）

熱中症にならないように――、外遊びとか体育の時間、部活動の時間が一番多くて、野外活動とかですね、それ以外でも校内の活動でもその危険はありますので、暑い場合は、先ほどおっしゃってましたWBGTの値が、危険になる場合とかは、その時間はもう中止、やらない、場所を交代するというのをやって、こどもたちを守るように、先生方もですけども、やっております。

当面は、先ほど部長がお答えしておりましたが、児童生徒、それから先生方の安全確保の観点から、授業を午前中にやるとか、それから、空調設備のある教室に変更したり、扇風機、それからスポットクーラーの活用であったりとか、WBGT計の設置で暑さ指数に応じた対応をしたりということで、学校現場の実情に応じた熱中症対策を行っていききたいと思います。

学校によっては校長先生、それから先生方と話をされて、扇風機のみではなくて、スポットクーラーを設置したりとかいうふうに工夫されて、準備室が心配なんですよね、理科準備室。そこに設置されて、移動できるやつですので、やっているところもございます。

教育委員会としましては、先ほど部長も答弁しましたが、調査研究を行っておりますので、引き続き行っていききたいというふうに思っております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

多分、今のところ、財政上、どうしても体育館が優先だということで、今教育長がお答えになったようにですね、何かほかの方策を、危険のないようにできるような方策を考えていただきたいと思うんですね。一度テレビで見たことあるんですけど、2リットルのペットボトルを凍らせ

て、おけの中にたくさん入れている。4つ、部屋の四隅に置いて、扇風機を当てて部屋を冷やしたりとかいうこととかありました。

それと、そういう事故が起きないような方策、学校自体もそうでしょうし、教育委員会または市の教育部からも、そういう方策をみんなで一緒に考えてもらって、極力危険がないようにやってもらうということを、ここではお願いを一応しておきます。

最後になりますが、市長、確かに財政的な課題はあると思いますが、施政方針で最初に「未来を担うこどもを育む教育のまち」を掲げる市長は、特別教室にエアコンをつけるお気持ちはありますか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

る質問議員の質問に対しまして、教育委員会、そして教育長のほうからもお話ございました。教育環境の整備というのは大変重要なことでございます。そういう意味で、ご答弁の中で特別教室への空調設備の整備につきまして、設置状況についても課題を感じているし、あるいは、検討の必要性があるというようなご答弁もございました。そのようなことを踏まえて、質問議員のほうからいろいろな財政上のこともおっしゃっていただきましたが、今後、財政状況とか、教育委員会がお考えになっているこの空調設備の施設整備計画、そういったものの中で、関係部署としっかり協議をして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

最後になりますけど、室温調査の状況をお聞きするところ、35度を超える教室もあり、35度とか言っていましたよね、先ほど。そのような環境の中で児童生徒たちに授業を受けさせることは、こどもたちの健康面を考えると早急な対応が必要と。これはある程度分かっているというご答弁が多かったと思うんですけど、確かに防災観点から見ると、屋内運動場は避難所として重要な役割を持っており、市民の安全を第一に考えると整備の必要性が高いというのも認識しております。屋内運動場の空調設備に多額の財政負担がかかることも十分に認識していますが、こどもたちが安全に過ごせる教育環境を整えるため、特別教室への空調設備も同じくらい必要ではないかと思っております。希望としては、屋内運動場の空調設備と一緒に、特別教室への空調設備を実施していただきたい。財政状況上、全てを同時に実施することは困難と言われるなら、特別教室についてはリース契約での実施や、優先順位が高い教室を先行して実施するなど、将来、財政負担を平準化するなどの対策を検討していただいて、少しでも早期設置が実現するように強く要望し、この質問を終わりますが、1クラス工事費込みで2万円ぐらいでつきます。単費になりますけど。行政経営部長、笑わんで検討してくださいよ。どうもありがとうございました。

次に、「飯塚市の脱炭素目標値と計画について（第3次飯塚市環境基本計画：再エネ導入目標）」について、お尋ねいたします。

現在、我が国は2050年、令和32年までにカーボンニュートラルを達成することを目指していますが、国が脱炭素社会の実現を目指す目的について、分かればご説明ください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

国は、地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し、地球温暖化対策を推進しております。この法律の第1条の目的では、概要となりますが、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすもので、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、社会経済活動、その他の活動

による温室効果ガスの排出量の削減等を推進するための措置を講じること等により、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とすると規定されております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

少し細かく言うと、国の政策で考えると、カーボンニュートラルは単なる環境保護のボランティアじゃなく、日本の国家生存戦略なんですよ。経済の生き残り戦略とも言われています。

まず大きく言うと、パリ協定で決まっているんですけど、激甚化する自然災害の抑制、近年多発している線状降水帯による豪雨、超大型台風による被害、猛暑による熱中症リスクをこれ以上悪化させないため、今熱中症のことを言いましたけど、そういうもの、産業の直接被害を防ぐ、気温・海水温の上昇によって農業、米の品質低下や収穫期のずれ、水産業、海水温上昇による漁獲種の激変といった、地方の基幹産業や食料安全保障が脅かされるのを防ぐ、そういう目的もあるということです。

それでは次に行きます。それでは、地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方公共団体の役割をどのように規定していますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

地方公共団体の責務として、1つ目に、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量削減のための施策を推進する。2つ目に、自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減のための措置を講じることとともに、区域の事業者や住民が温室効果ガスの排出量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、情報の提供等を講ずるように努めると規定されております。こうしたことから、第3次飯塚市環境基本計画を策定し、地球温暖化対策を実施しております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

第3次飯塚市環境基本計画の中で、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、本市の温室効果ガスの削減に取り組まれていますけど、どのような目標値を設定しているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

本市の温室効果ガスの削減目標といたしましては、2030年（令和12年）度までに、2013年（平成25年）度比で46%削減及び2050年（令和32年）度までの実質排出量ゼロと設定をしております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

次に、本市の温室効果ガスは目標どおり削減されているのでしょうか。その進捗状況をご説明ください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

本市におけるエネルギー起源CO₂排出量は、環境省が公表しております自治体排出量カルテによりますと、2021年（令和3年）度は84万1千トンCO₂、2022年（令和4年）度は88万トンCO₂、2023年（令和5年）度では70万6千トンCO₂となっておりまして、基準年であります2013年（平成25年）度と比較いたしまして、直近の令和5年度、2023年度では約40%の削減となっております状況でございます。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

それでは、再生可能エネルギーの計画として、昨年、2025年3月に「再エネ導入目標」を設定されています。この計画の概要についてご説明ください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

第3次飯塚市環境基本計画の中で、脱炭素の実現に向けた施策方針の一つとして、省エネ活動、再生可能エネルギー導入の促進を掲げていますが、それを効果的、計画的に推進していくため、具体的な数値目標及び施策等を定めた飯塚市再生可能エネルギー導入目標を作成しております。

計画の概要といたしましては、どの部門においても、現状のままでは目標に到達できない見込みとなっており、特に産業・運輸部門において、2030年度目標値と現状が大きく乖離していると分析しております。また、本市で再生エネルギーを導入する場合、発電方式としましては、風力、水力、地熱発電など、様々な方式がある中、最も効果的な方式は、本市におきましては太陽光発電であると分析しております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

太陽光発電が一番効果的ではなかろうかということです。

目標を達成するための対策の一つとして、公共施設の太陽光発電、蓄電池、電気自動車（EV）の導入が重要ではないかと私も考えております。現在、本市での取組の状況についてご説明ください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

温室効果ガスの抑制を図るための本市の取組状況としまして、太陽光発電につきましては、現在、本庁、支所、小中学校、交流センター、体育館、保育所など、38か所の公共施設に太陽光発電設備を設置しております。蓄電池につきましては、交流センターなど15か所に配置しております。公用車につきましては、温室効果ガスの排出量が少ないハイブリッド車を11台導入しておりますが、電気自動車の導入には至っていない状況でございます。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

自治体の役割ですね、飯塚市としての。一言で言うと、地域の暮らし、公共施設、事業活動を脱炭素型に変えていく現場の司令塔的な役割ですよね。実際にエネルギーを使うのは家庭、学校、庁舎、工場、商店、交通、農業などの地域の中で自治体の役割がかなり大きいと思われます。

そこで、具体的な取組として、一番大切なのは、電気を節約しようとかの呼びかけ、いわ

ゆる啓発するだけではなく、企業に対して補助金の相談窓口とか、施工業者の連携まで用意して、住民が実際に動ける仕組みにする必要があります。そのようなことは考えてありますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

この計画の中で温室効果ガスを削減していくということにつきましては、啓発、周知活動も重要なことだと思っております。当然、今後も力を入れていくべきだと考えております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

脱炭素施策に一般財源予算を割いて充てるのか、また、今後、脱炭素関連事業において、CO₂を1トン削減するために市の予算を幾ら投入する計算なのか、そういうことが分かりますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

予算につきましては、先ほど述べました太陽光発電をはじめとして、施設や機器の新設、更新の際に、省エネルギー設備への切替えに充てております。

また、関連事業につきましては、環境整備課、環境対策課が脱炭素事業を行っております。しかしながら、CO₂排出量は、市民、企業、市役所など飯塚市地域全体で取り組んだ結果として削減されているものでございますので、市が予算を投じた金額に比例してCO₂が削減されるという仕組みにはなっていないことから、1トン削減するための予算額などをここでお示しすることは難しいと考えております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

ですね。私ちょっと調べたんですけど、大体、1トン減らすのにどのぐらいの費用がかかるのかと、自治体がCO₂を1トン削減するための予算ですね、目安があるんです。例えば、運用改善、空調設定とか消灯、使用時間など館内でもやってあると思うんですけど、ほぼこれ0円から数万円でできます。

そしてLED化ですね、数万円から10万円、年1トン削減。庁舎、学校、公民館、体育館など。公用車の燃料費の削減、これも実質0円から数万円でできる。走行距離削減とかエコドライブですね。再エネ電力メニュー購入、数千から数万円。1トン当たりですね。全て1トン当たりですけど、すぐに削減実績をつくりたい場合は、すぐにできます。これは、電力を切り替えればいいんですね、これは。九州電力で切り替えることができます。これはまた後で出てきたら説明したいんですけど、切り替えるだけで削減ができるものがあります。

あとは、J-クレジット購入ですね。そして太陽光発電設備設置、今おっしゃった。そして、空調更新、ZEB改修などですね、これも数十万円から数百万円かかりますけど、できます。太陽光発電40万円から60万円前後。年1トンを削減するはこのぐらいじゃないかという目安は出ています。

そういうものがあるので、自治体の実質負担で見ると、例えば100万円の省エネ改修でも、補助金なら2分の1、財源負担は50万円程度になりますので、そのぐらいのことでできるんじゃないかという目安がありますので、一度参考までにお勉強していただきたいと思います。

次に、具体的にどのような取組を行うことで、どれだけCO₂を削減できるのか把握しないと、適切ですね、今言ったような対策が行えないのではないかと思います。このことを踏まえ、目

標達成するための計画などを策定するべきではないかと思いますが、どう思われていますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

質問議員がご指摘のとおり、CO₂を効果的にどれぐらい削減できるかを検証する仕組みが必要であると認識しております。今後はその手法につきまして、他自治体の事例なども調査させていただき、本市に合った取組を検討してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

今、調査をさせていただきたいと言われています。私もちょっと調査をしました。1トンCO₂削減の目安、九州電力の2024年度の実績では、通常メニューと再エネフリーメニューというのがありまして、通常電力をフリー電力に変えると、2110キロワットアワーで約1トンの削減になります。ガソリンでは、431リットル、軽油388リットル減らすと、1トンのCO₂削減です。そういう目安がきちっとありますので、これも一度調べて、その計画をつくるときにきちんと取り組んで入れていただきたいなと思います。計算を、やっぱり目標がないと、どうしていいかわかりませんので、それをよろしく願いいたします。

次に、主な脱炭素計画と具体的施策についてお聞きします。市全域の脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定されていますが、その計画に基づき、どのような取組が行われているのか、お答えください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ごみ発生の抑制やリサイクルを推進する取組として、資源回収団体への補助金交付や、缶・瓶・古紙・古布・資源プラスチックなどの拠点収納ボックスでの資源収集、ペットボトルキャップの回収、廃食用油の回収などを行い、ごみ発生の抑制や再利用・再資源化の促進に取り組んでいます。

また、環境イベント「エコスタいいづか」や環境に関する出前講座、生ごみ処理機の作成教室などを開催し、市民への啓発活動を行っております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

同じく、市役所の業務に関して、今言った地球温暖化対策実行計画を策定されて、その計画に基づき取組が行われているというお答えでしたけど、市全域や市役所業務として様々な工夫を行いながら、脱炭素社会の実現に向けた取組を行っていることは、今の答弁で確認できたんですけど、しかし、本市が取り組んでいる脱炭素対策を現状維持で行う場合を意味する「BAU」ですね、BAUシナリオで46%削減目標を実現するには、さらに5万9千400トンCO₂の削減が必要という結果が出ています。これは第3次計画の中にもきちっと載っていましたが、このギャップの埋め合わせですね、具体的対策をどのように考えられているか、ご説明をお願いいたします。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

質問議員のご指摘のとおり、現状維持では、温室効果ガスを2030年（令和12年）度に

2013年（平成25年）度比で46%削減する目標を達成することにつきましては、難しい状況と分析しております。そのため、2025年（令和7年）度に再エネ導入目標を策定し、目標を達成するための各種方策を、産業部門・運輸部門・家庭部門・業務部門・廃棄物部門ごとに整理をいたしております。その中で、今後取り組むべき具体的対策の一つとしましては、2027年（令和9年）度で蛍光灯の製造・輸出入が終了することから、先ほど質問議員にも紹介いただきましたけども、LED照明の計画的な転換を検討しております。

また、ごみの減量化対策としまして、プラスチックのリサイクル、市内中小企業向けの脱炭素対策の啓発などについても検討を行っております。その他、国が地域脱炭素を加速するために、脱炭素化推進事業債を延長・拡充しておりますので、本市といたしましても、当該事業債の活用を検討し、削減目標を達成できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

計画を立てて今からやっていかなくちゃいけないと思うんですけど、一応この第3次飯塚市環境基本計画の再エネ導入目標、別冊のほうを見ると、2030年には目標をクリアするというふうな予想があるんですけど、これは間違いなく到達できるとお考えでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

先ほど、議員からの質問に答弁させていただきましたけども、本市におけますいろいろな施策を講じた上で、達成できる状況にあるのではないかなと思っております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

いやこれはもう太陽光発電だけで、何か目標達成できるようになっていますけど、太陽光発電設備の設置を今からするんじゃなくて、現在設置してある太陽光発電設備だけで、このままいけば到達すると、クリアするというグラフになっているんじゃないですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ただいまご指摘いただきました太陽光発電ということでございますけども、現時点ではこの伸び率からそのまま推移していけば、達成する可能性がありますけども、その伸び率もまだ不確定でございますので、想定どおりの伸び率を示せば、達成できるものではないかと考えております。

○議長（城丸秀高）

26番 瀬戸 元議員。

○26番（瀬戸 元）

いろいろほかのことも一緒にやっていきながら、太陽光発電でもそういうふうな予想をしてあるということでしょうけど、今後の脱炭素関連事業において、CO₂を1トン削減するために市の予算を幾ら投入するかという話もしましたが、費用対効果の基準を設けているのかどうかも本当はお聞きしたかったんですが、また太陽光パネルや蓄電池は10年から15年周期で、パワーコンディショナー、パワコンですね、等の機器更新や、将来的な廃棄コスト、ライフサイクルコストが発生してきます。初期投資だけではなく、将来的な財政負担まで見据えた、持続可能な経済シミュレーションが必要になってきますので、その辺も忘れずにお願いいたします。

また、国庫補助金を活用したとしても、市側の持ち出しや将来の維持管理、廃棄コストは必ず

発生します。重要なのは、光熱費の削減分で将来の機器更新、廃棄コストを相殺できるかという点です。公共施設に太陽光発電設備や蓄電池を導入する際に、単に環境に優しいから、補助金が出るからという理由で進めるのではなく、個々の施設ごとや、ライフサイクルコストを厳密に試算して、財政の健全性を守るためのガイドラインを策定していただきたいと提言をしておきます。

最後に、調査研究段階にとどまる時間的猶予は2030年目標を考えればもうありませんので、現在も市内では小中規模の太陽光発電設備の設置が進んでおりますが、住民とのトラブルや防災上の懸念が生じる前に、市単独の——、誘導条例というのは、市のほうも、それに似たようなものをつくっていますが、これを市民の不安がないように、太陽光発電設備の設置などをする場合はやっていただきたいなと思います。

同時に、地域の農家や林業者の方々が脱炭素の流れから取り残されるのではなく、例えば、市が間に入って、J-クレジットの創設とか販売をサポートして、その利益を農林業振興に充てるといった方法もございます。具体的な経済循環の仕組みを市が主導して、デザインをすべきではないかと考えています。ただの環境計画に終わらず、地域経済の活性化策としてこの脱炭素計画を再定義していただきたく提言をして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。8番 藤堂 彰議員に発言を許します。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

お疲れさまです。平素は行政サービスの維持向上にご尽力いただき、感謝申し上げます。いつも許斐副市長に頭を下げているので、非常にありがたいなと思いながら。

それでは通告に従い、質疑をさせていただきます。ぎりぎりまでちょっとやり取りをしていたので、ちょっと違うよというところは遠慮なくご訂正いただければというふうに思います。

まずは、公園についてなんですが、開発遊園について伺います。飯塚市内には大小様々な公園が設置されておりまして、その種類も「都市公園」と「児童遊園」と「開発遊園」と「その他の遊公園」と4つに区分されていると思うんですけど、その中で、この「開発遊園」というものはどういうもので、どのような場合に設置されるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発遊園とは、民間事業者による宅地開発等に伴い、都市計画法に基づく開発許可の基準により設置された公園でございます。一定規模以上の開発行為を行う場合には、開発行為の面積に応じて、公園等の公共空地を設けることが義務づけられており、整備後は市へ帰属されることとなっております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

それでは、飯塚市内における開発遊園の箇所数と面積について伺います。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和7年度末現在、136か所の開発遊園があり、合計面積は約6.2ヘクタールとなっております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

それでは公園全体の面積に対する開発遊園の面積比率は何%なのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公園全体の面積は約191.7ヘクタールであり、公園全体の面積に対する開発遊園は約3.2%となっております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

その開発遊園なんですけれども、維持管理体制についてなんです、現在どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発遊園の日常的な維持管理につきましては、主に地元自治会や地域住民の皆様のご協力により草刈りや清掃を行っていただいております。

一方で、樹木の伐採や施設の大規模な修繕等の専門性や安全性が求められる作業につきましては、市で対応いたしております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

持ち主としては市だけでも、維持管理が地元になっているのはなぜなのかというところをお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発遊園につきまして、現在、地域住民の皆様による維持管理体制をとっておりますのは、地域コミュニティの維持活性化ときめ細やかな維持管理の実現を目的としているためでございます。

これまで地域の皆様に親しまれ支えられてきた経緯があり、地域による管理は施設の適切な維持に加え、地域交流や地域活動の場としても役割を果たしております。

また、日常的な草刈りや清掃につきましては、地域の実情を把握した地元が担うことで、迅速かつ柔軟な対応が可能となっております。

また、樹木の伐採や施設の大規模な修繕等の専門性や安全性が求められる作業につきましては、市で対応を行いながら、今後も地域の皆様と連携し、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

136か所あるので、それを全て市が見るというのも、あまり現実的ではないなと思ひながら、地元で管理するのが運用としてはいいのかなと思ひておりました。私、開発22号遊園の所に住んでいるんですけど、先週ちょうど草刈りをしてまいりました。ほとんど、ちょっと高齢者と言ったらあれですけど、先輩方が多くて、昨年、私、隣組長だったんですけど、大体年2回、公園の草刈りをして、おとし、2回のうち1回を、数万円出して、草刈りをお願いしたんですよ。業者というか。そしたらですね、組費が赤字になって、というのもあって、隣組長になって、もう一回自分たちでやろうか、みたいところで草刈りをしたんですけど、開発当初、これできたときと、年数たって、少しこの公園というものが、様相が違ってきているんじゃないかなというのを、私も住んでいて感じておりました、私の目尾勝負谷自治会5組ですと、31軒ぐらいあって、未就学児がうちともう一、二軒ぐらいしかないと。で、小学生が1軒、2軒、高学年も入ったら2軒ぐらいなんですけど、時代によって、この開発遊園というものが変わってきているんじゃないかなというふうに思ひております。自治会加入率も多分50%を切っているんじゃないかなと思ひんですけど、半分いるのかなと思ひたら、やっぱり内訳を見ると、高齢者の方が入っていたりするの、なかなか、ばりばりやってくれる方がいるというわけでもないというところですが、市は、私が申し上げた状況について、どうお考えなのか、どう認識しているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

地域における担い手不足や高齢化が進んでいることは認識しております。しかしながら、開発遊園は主として、地域の皆様が利用される公園であることから、今後も草刈りなどの日常管理につきましては、地域の皆様にご協力をお願いせざるを得ないというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

かしこまりました。今136か所ございますというところですが、住民の方から、実はもう維持管理がきついよというご相談というのは幾つされているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和7年度末現在、住民から維持管理が困難であるとの相談が寄せられている開発遊園は12か所となっております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

その12か所という数字を、本市の担当部としてどうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

現在、維持管理が困難であるとの相談は12か所にとどまっております、全136か所の開発遊園の中では、限定的な件数であると認識しております。これは地域の皆様による日頃からのご尽力や、地域コミュニティが機能していることの表れであると考えております。

一方で、人口減少や高齢化の進行により、今後は同様の相談が増加する可能性もあるものと認識しております。そのため、市といたしましては、地域の実情や課題の把握に努めながら、必要に応じて維持管理の在り方や施設の見直しも含め、適切な対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

ちょっと、今後のことなんですけど、今後も開発行為が行われ、住宅開発が行われると、開発遊園の数とか面積が増加するという認識でよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市の公園面積は県が示す住民1人当たり10平米の基準を十分に満たしている状況にあります。このことを踏まえ、令和3年12月17日に開発行為に伴う公園設置基準の緩和を行い、一定の条件の下、公園設置義務について、見直しを行いました。そのため、今後は、開発遊園の新設設置はこれまでより抑制されるものと考えております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

では、令和3年に行われた設置基準の緩和の内容と、できれば実績についてもお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

主な内容といたしましては、開発区域面積が1万平米未満の開発行為について、公園の設置義務を緩和したものでございます。

この見直しは、本市の都市公園面積が住民1人当たりの基準を十分に満たしている状況を踏まえ、開発事業者の負担軽減や将来的な維持管理負担の抑制を図ることを目的として実施したものでございます。

この設置基準の緩和後に該当する開発行為は12件あり、その結果、新たな開発遊園の設置は、従前と比較して2千平米抑制されている状況でございます。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

この設置基準の緩和なんですけど、個人的には非常にファインプレーかなと思っておりまして、公園がいっぱいあって、広いというところにはすごいいいなと思うんですけど、総体的に、その分、維持管理コストも上がったり、例えば、住民の人たちが管理できなくなったみたいなのところもあるので、いいジャッジだったなというふうに、私としては思っております。

確認なんですけど、底地が市に帰属している以上、最終的な管理責任が市にあるという認識で間違いはないのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発遊園につきましては、開発行為完了後に市に帰属された公有財産であり、施設管理者とし

ての最終的な責任は市にあるものと認識しております。そのため、施設の安全確保や樹木の管理、大規模な修繕など、市として対応すべき事項につきましては、適切に対応しております。

一方で、開発遊園は地域に最も身近な公園であり、これまでも地域住民の皆様のご協力をいただきながら、日常的な草刈りや清掃などの維持管理が行われてまいりました。今後につきましても、市が管理責任を果たしながら、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

よろしく願いいたします。ただ、担い手が少なくなっていく中で、今のところ、要望が来て対応するという状況だと思うんですけども、先ほど述べたんですけど、将来的に、仮にですね、全部市に返ってきましたみたいなシナリオもなくはないと思うんですが、少し先の未来について、本市としてはどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

人口減少や高齢化の進行に伴い、地域における維持管理の担い手不足は今後さらに進むものと想定しております。開発遊園につきましては、これまでも地元自治会等のご協力をいただきながら、維持管理を行ってきたところであり、全ての維持管理を市が直接担うことは、管理体制や財政面からも持続可能ではないものと認識しております。このため、今後も地域との役割分担を基本としながら、公園の利用状況や管理状況、周辺公園等の配置状況、地域ニーズなどを踏まえ、飯塚市公園等ストック再編計画に基づく公園の適正配置を進めてまいります。

併せて、地域での維持管理が困難となっている公園につきましては、地域の皆様のご意見を伺いながら、用途廃止を含めた見直しについて検討を行い、将来にわたり持続可能な公園管理に努めてまいります。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

少し似たような質問になってしまうんですけど、今後の開発遊園の在り方については、本市としてどうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市には136か所の開発遊園があり、その一部においては、管理が困難となっている事例も見受けられます。このため、本市では、公園施設の持続可能な管理を実現するため、飯塚市公園等ストック再編計画を策定し、計画に基づき、公園の利用状況や施設の状態、地域のニーズ、周辺公園との配置状況などを総合的に勘案しながら、公園の適正配置と効率的な維持管理を進めてまいります。

今後につきましては、公園の利用状況や地域の意向などを踏まえながら、地域において公園としての必要性が低下していると判断される場合には、公園としての用途廃止についても検討してまいります。

なお、令和7年度におきましては、2か所の開発遊園について、用途廃止しております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

飯塚市公園等ストック再編計画なんですけど、令和3年度から11年度までとなって、今のところ折り返し地点にあるのかなと思うんですけど、公園の総量目標に対して、現在、どの程度の達成率なのかというところをお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和8年4月時点において、飯塚市公園等ストック再編計画に基づく再編により、6か所の公園について用途廃止等を行い、約0.57ヘクタールを削減しております。

また、開発行為に伴う公園設置基準の緩和により、12か所の公園で約0.2ヘクタールの削減となっております。

これらを合わせますと、18か所、約0.77ヘクタールの削減を実施してきたところでございます。

なお、本計画は、単に公園の削減を進めることを目的とするものではなく、地域における利用実態や将来的な公園機能の確保とのバランスを図りながら、適正な公園配置を進めることを目的として取り組んでおります。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

飯塚市が掲げる都市目標像に向けて、再編対象先等をランクづけした公園のうち、現時点で具体的に何か所が廃止、再編に至ったのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

再編対象として整理した公園のうち、現時点において用途廃止または再編に至った公園は6か所でございます。また、現在、3か所の公園について用途廃止に向けた手続を進めているほか、2か所の公園について、地域との協議を行っております。

再編に当たりましては、利用状況や地域ニーズ、周辺公園との配置状況などを総合的に勘案するとともに、地域との十分な協議が必要であることから、一定の期間を要しますが、今後も地域の理解を得ながら丁寧に進めてまいります。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

計画自体が削減のものではないというところだとは思いますが、開発公園に絞った削減の進捗というのはどうなのかと、目標があれば、その具合と、その要因をどう分析しているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発遊園の再編につきましては、現時点において目標を下回っているとは考えておりません。

一方で、開発遊園は地域住民にとって身近な公園であり、再編や用途廃止を進めるに当たっては、地域の実情や利用実態を十分に把握するとともに、地元自治会や利用者との協議を重ねる必要がございます。そのため、個々の公園ごとの合意形成に一定の期間を要していることが、再編を進める上での主要な要因であると認識しております。

今後も地域との対話を重ねながら、計画に基づき、適切に取り組んでまいります。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

削減が目的じゃないというのは理解はしつつも、公園等ストック再編計画だと、たしか負債という言葉が、私は入っていたと思うんですけど、本音と建前があるのかなと思いながら、あんまり多過ぎても将来負債になると、私も思っているんで、その辺は地元協議の結果なのかなというふうにも思いますが、先ほどご答弁にあった令和7年度に売却した2か所の購入主体というのはどういうものなのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和7年度に用途廃止を行った2か所の開発遊園につきましては、売却に向けた手続を進めておりますが、現時点において、売却等の処分には至っておりません。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

それでは、過去に売却した経緯もあると思うんですけど、売却に適した場所というのはどういう所なのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公園の用途廃止後の土地につきましては、まず、公共的な活用の可能性を確認した上で、その後の取扱いを検討することとしております。売却を検討する場合には、土地の形状や面積、接道状況、法律上の制限、周辺土地利用の状況など、総合的に勘案し、適切な活用が見込まれる土地を対象にして判断することとなります。

また、個々の土地ごとに条件が異なることから、一律の基準によるものではなく、地域の状況等を踏まえながら、慎重に検討してまいります。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

別に売却を前提としているわけじゃないんですけども、維持管理が無理だよというところの公園について、一見何かこう、きれいな正方形の所だけが売れそうなのかなあと思いきや、地元の方と話して、隣接している方と話したりしたらですね、「この公園をどう思いますか」、「利用価値がありますかね」みたいな話をしていたら、「いいね、駐車場に欲しいね」みたいな回答もあったので、案外、何ていうのかな、今、あまり活用されてない土地も、そういう活用の選択肢があるというところで、何か、別にその方にね、その方が手に入れられるというわけではないと思うんですけど、そういう声があるというところで、聞き流していただけないと思います。

それで、確認なんですけど、すみません、何回も確認して。別に市に管理をお願いしたいというわけではないんですが、これは、地元管理が無理な場合というのは、私の言い回しですけど、市に返せるという認識でよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発遊園は既に市に帰属された公有財産であることから、市に返すというような性質のものではないと思います。地元での維持管理が困難となった場合には、地域の皆様から状況をお伺いしながら、当該公園の利用状況や必要性等も踏まえ、今後の維持管理の在り方や必要に応じた見直しなどについて、協議・検討をしてみたいと思います。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

地域において、公園としての必要性が低下していると判断される場合なんですけど、公園として用途廃止を検討していかなくちゃいけないと思うんですけど、用途廃止はどのようなプロセスで進められるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公園の用途廃止につきましては、まず地元自治会から高齢化等により、草刈りや清掃などの維持管理が困難であるといった要望や相談があった場合、その内容を確認し、現地調査を行うこととしております。その上で、当該公園の利用状況や維持管理の状況、周辺公園との配置状況、地域のニーズ等を総合的に調査検討いたします。また、地元自治会等の関係者の皆様へ説明を行い、ご意見を伺いながら、公園としての必要性について慎重に判断いたします。

用途廃止が適当であると判断した場合には、行政財産としての用途を廃止し、普通財産へ所管替えを行うこととなります。

その後は、普通財産として適切な管理を行うこととなりますが、具体的な取扱いは、個々の土地の状況や地域の意向等を踏まえながら検討していくこととなっております。

なお、公園の用途廃止後の跡地につきましては、地域の実情を踏まえながら、公共的な活用のほか、売却なども選択肢として検討してみたいと思います。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

私もだったんですけど、開発遊園、地元の開発22号遊園がですね、管理はもう絶対うちでなくちゃいけないというふうに思っていて。住民が知らないというケースがあるんじゃないかなろうかと思うんですけど、その点についてはどうお考えなのか。多分、底地は飯塚市と分かっていると思うんですけど、使命感を持っていてですね、ずっとやられてたり、本当に私知らなくて、その点どうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発遊園につきましては、市に帰属された公有財産であることは、地域の皆様にもご理解いただいているものと認識しております。その上で、今後の維持管理の在り方につきましては、一律に再編等を進めるものではなく、地域ごとの実情や意向を尊重しながら検討していくことが重要であると考えております。

また、維持管理に関する考え方や対応につきましては、それぞれの地域の実情や自治会等の意向を踏まえながら、地域からのご相談や申出を頂く中で、公園の利用状況や地域における必要性、周辺公園との配置状況などを総合的に勘案し、必要に応じた見直しについて、地域へ丁寧な説明を行いながら協議検討してみたいと思います。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

比較的、行政情報にアクセスできる私も知りませんでしたし、だから市に返すみたいな言い回しになってきたと思うんですけど。地元の方に聞いても、あんまりその認識はなくてですね、むしろ知っている方がいなかったんですよ、私の周りだと。なので、協働のまちづくりみたいに言いますが、お互いがそう認識して、納得して管理していただくことが、今後はいいんじゃないかなというふうに思っていますし、いろいろ自治会長とかと話していますと、草を刈るのはいいけど、袋に入れるのがきついね、みたいなところも、ご意見いただいたりしているので、その辺うまくコミュニケーションを取りながらやっていかなくちゃいけないのかなというふうに思っています。

仮に、開発遊園、これは地元合意が要りますけども、全部減らしたとしても、1人当たり0.47平米ぐらいの削減になるわけで、全然それでも県が目標としている公園面積のうちの1平米未満も全然削減できないということは、実はやっぱり飯塚市の公園というのは、在庫過多みたいな、ちょっと多いんじゃないかな、みたいなところは、私としては感じるところであります。

開発遊園に関してはもちろん、管理している、大体使っている方が決めるのは大前提だとは思っておりますけれども。

最後になるんですけど、本市としては、公園等ストック再編計画という、めちゃめちゃ優れた計画がある中で、今年度で折り返しも過ぎましたというところで、次期計画とか、今からでもいいんですけど、もっと能動的に動いてもいいんじゃないかなというふうに思っています。要望を待つだけでなくですね。そこら辺はうまく住民の人と議論していいところなのかなと思っています。というのも、別にレインボーブリッジじゃないんですけど、現場にいろいろ問題があると。それをPDCAを回すというのが、非常にいい管理経営なのかなと思いますので、公園の未来を負担にせず、地元、次世代に残せる資産に変えるためにも、ぜひ住民の皆様とコミュニケーションを取っていただければというふうに思って、この質問を終わります。ありがとうございます。

次に、「空き家について」、お伺いいたします。これは田中武春議員も空き家を一般質問されていて、割愛したいところなんですけど、1問ぐらいしかかぶってなかったんで、こっちのほうで酌み取って1問だけ割愛します。空き家がもたらす被害というのは御存じだと思うんですけど、ご近所トラブル以外の経済的な、経営的な損失がありますよねというところで、まず資産が活用されないまま眠ってしまっているであったり、将来負債にもつながると。そういうのが積み重なっていくと、都市ブランド力というのも低下していくんじゃないかなというところが空き家の問題なのかなと思うんですけど。

空き家が放置され続けると地価も下がりますよね、みたいな論文もあったりして、巡り巡って、そこが目標ではないですけど、固定資産税みたいなところの財源にも関わってくるというところはあるかなと思いますし、都市機能の低下という認識を前提にですね、今回質問させていただければと思います。

まず、第2次飯塚市総合計画において、空き家対策についてどういったことを行って、どういった方向性が示されているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

第2次飯塚市総合計画において、空き家対策は、「第6章 都市基盤・生活基盤」の「5. 定住環境・公共交通の充実」の中で取り上げられております。

内容につきましては、施策を実現するための基本事業の一つとして、空き家対策の推進が掲げ

られており、「老朽化した空き家の増加により、周辺環境へ悪影響を及ぼしていることから、老朽危険家屋の解体を促進します。また、空き家等の有効利活用を検討しながら、定住環境整備の取組を推進します。」と方向性が示されております。

○議長（城丸秀高）

8 番 藤堂 彰議員。

○8 番（藤堂 彰）

では、なぜ空き家対策を行う必要があるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

空家等対策の推進に関する特別措置法第4条において、市町村は空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならないと、地方公共団体の責務として規定されていることから、空家等対策に取り組んでいるところでございます。

○議長（城丸秀高）

8 番 藤堂 彰議員。

○8 番（藤堂 彰）

では、その計画に対しての実績であったり、評価についてはどうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

計画に対する実績としまして、まず、老朽危険家屋の解体促進につきましては、老朽危険家屋解体撤去補助金により、平成28年度から令和7年度までに、本制度を活用して、167戸の空き家が除却されております。

次に、空家等の有効利活用につきましては、令和元年度に空き家情報バンク制度を設立し、令和7年度までに本制度を介して36戸の売買及び賃貸契約が成立しております。また、戸建て中古住宅取得補助事業及び住宅取得奨励金事業により、制度発足から令和7年度までに合計で532戸の戸建て中古住宅の流通に貢献しております。

担当課としましては、これらの制度により、空家等の適正管理や有効利活用の後押しとなり、一定の成果を上げているものと評価しております。

○議長（城丸秀高）

8 番 藤堂 彰議員。

○8 番（藤堂 彰）

昨日、同僚議員が質問したところで、空き家戸数だと全体で、今、2649戸の空き家があるということだと思うんですけども、その空き家というのはどういう状態のものを指すのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条において、「『空家等』とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」と定義されております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

福岡県内における本市の状況の比較と分析はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

福岡県内における本市の空き家の状況につきましては、令和5年10月に実施されました住宅・土地統計調査の結果に基づき答弁いたします。まず、県全体では、住宅総数270万3300戸のうち、空き家数が33万5300戸であり、空き家率は12.4%となっております。

本市におきまして、住宅総数6万8870戸のうち、空き家数が1万2540戸であり、空き家率は18.21%となっており、県全体を上回る水準でございます。

県内の自治体と比較いたしますと、人口1万5千人以上の47市町が本調査の調査対象となっており、空き家率としては、県内47市町の中で15番目に高く、県内29市の中では10番目の空き家率となっております。

また、人口10万人から15万人の県内類似団体である大野城市の6.18%、筑紫野市の7.85%、春日市の11.77%と比較すると、本市の空き家率は高水準のものとなっております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

一見、県内では高いのかなと思いながら、人口密集している市と比べるのもどうかと思いながら、もっとここは分析ができればなというふうに思っておりますけれども。

空き家に関する苦情などの相談件数について、過去5年の推移についてお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

空家等に関する相談件数の過去5年間の推移につきましては、令和3年度が256件、令和4年度が261件、令和5年度が260件、令和6年度が336件、令和7年度が370件となっており、相談件数は年々増加傾向となっております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

年々増えておりますけれども、その解決数（率）であつたりはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

空家等に関する相談における解決数（率）につきましては、令和3年度が136件、54%。令和4年度が142件、54%。令和5年度が91件、35%。令和6年度が114件、34%。令和7年度が126件、34%となっております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

それでは、その相談の内容の内訳はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

相談内容の内訳につきましては、令和7年度に相談があった370件についてお答えいたします。相談内容の内訳といたしましては、「草木の越境・雑草の繁茂等」が180件、「建物の老朽化に関する苦情」が54件、「空き家解体の相談」が98件、「空き家利活用の相談」が20件、「その他の相談」が18件となっております。

なお、「その他の相談」の主なものといたしましては、スズメバチなど害虫発生の相談やごみの散乱等衛生上の相談などとなっており、相談内容も複雑化しております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

その相談の受付後なんですけど、どのような対応を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

空き家に関する苦情など、近隣住民等から相談があった際には、まず職員が現地調査を実施し、状況の把握を行っております。調査後、税務課へ所有者調査や戸籍等による相続人調査を行い、特定した所有者や相続人に対して、当該空き家が周辺に影響を与えている箇所の写真を添付の上、適切な管理に関する文書を送付しております。

文書送付後に所有者等から反応があれば助言を行い、反応がない場合は、再度文書を送付するか、県内であれば訪問を行っております。助言の際には、空き家の利活用や除却など、今後の方向性の確認や各種制度の活用方法などを案内するとともに、適切な管理を求める指導を行っております。

空き家の適切な管理につきましては、第一義的には所有者等の責務であることから、粘り強く所有者等へ働きかけをすることで、問題の解決を図っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

それでは次に、今年度における空き家に関する予算において、所有者等による対処ができない場合における代執行であったり、緊急的な対応費に関する予算はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和8年度予算において、特定空家等に対し、代執行等の除却、解体に係る予算としましては、老朽危険家屋等解体工事費500万円。アスベスト含有測定調査委託料97万5千円。解体工事実施に当たっての周辺環境調査委託料581万6千円。相続等の確認を行うための空家等所有者特定業務委託料15万3千円などを計上しております。

次に、飯塚市空家等の適切な管理に関する条例第8条に基づく緊急的な危険回避に必要な最小限度の措置を講ずるための予算として、緊急安全措置手数料140万円などを計上いたしております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

ここまで、空き家の現状だったり、相談対応のプロセスを聞いてまいりましたけれども、これまで現場の職員の方々だったり、粘り強く対応していただいて、一定の実績というところが出来上がった、積み上がってきたことには敬意を表します。

全体で見ますと、空き家率、県内でも18.21%と高い水準——、はてなですけど、ただ相談件数とかが増加している点を見ると、解決率が50%から30%と低下している現状というのは、課題が積み上がっていつているのかなというふうに思っております。

私の所感なんですけど、今の個別対応という「点」に対して、やはり市全体に広がる空き家の増加という「面」のスピードがなかなか追いついていないのが実態なのかなと。準空き家みたいなところもあったりするわけで、訪問していたら3か月前は誰か住んでいたけど、施設に入りましたよ、みたいな、2拠点生活をしています、みたいな高齢者の方もいらっしゃるもので、どんどん増えていくのかなと思いつながら、これはもう、私の意見なんですけど、KPIがもっとあればいいのかなと思いつながら。例えば相談件数とか、除却数とかいう活動量ではなくて、解決までのリードタイムだったり、解決率の向上といった成果指標を入れていただいて活動していただけると、数字としても審議しやすくいいのかなというふうに思ったりはします。

繰り返しますが、空き家問題というのは、環境衛生の問題だけではなくて、飯塚市の持続可能性を左右する都市経営の最重要課題かと思いつますので、この現状を共有した上で、次に、特定空家等についてお伺いしたいんですけど、特定空家等の認定について、特定空家等の定義をお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

特定空家等につきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項におきまして、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。」と定義されております。

特定空家等に認定することで、法に基づき、指導・勧告・命令の措置を講じることが可能となり、必要な措置を勧告した場合には、当該空家の敷地に係る固定資産税の住宅用地特例の解除を行えるようになります。

また、必要な措置を命令したにもかかわらず、所有者等が措置を行わない場合には、市が所有者等に代わり措置を行うため、代執行が可能となっております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

それでは、本市における特定空家等の認定件数だったり、その後の対応状況について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市の特定空家等につきましては、平成27年度から認定を開始しており、これまでに37件を特定空家等として認定しております。このうち、所有者等により31件が自主解体され、代執行や緊急安全措置により5件が解体撤去となっております。

残る1件につきましては、継続して所有者等と協議を行っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

その特定空家等に認定する基準だったり、プロセスなどがあればお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

まず、認定基準につきましては、先ほど答弁いたしました空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に掲げる4つの状態、保安上の危険性、衛生上の有害性、景観の阻害及び生活環境への悪影響の観点から、建物の老朽化状況や周辺環境への影響など、現地の状況を確認した上で、国のガイドラインに基づき総合的に判断しており、本市におきましては、老朽危険度判定の結果が100点以上であることも目安としております。

次に、認定に至るプロセスでございますが、所有者等に対して通知等による助言、交渉を重ねてもなお改善が見られず、そのまま放置すれば倒壊等により周辺に悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合に、現地での老朽危険度判定を実施いたします。その上で、所有者等の事情にも十分配慮しつつ、地域の生活環境を守るという公益的な観点を持って、慎重かつ適正な手続を経て、認定を行っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

老朽危険度判定の結果100点以上を目安としているとのことですが、判定に関わる評点の内訳についてですが、それをお聞きしたいのと、認定までの期間などがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

老朽危険度判定の基準につきましては、国土交通省住宅局住環境整備室が示しております「外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）」において、住宅地区改良法施行規則における住宅の不良度判定基準に基づいて定められており、最高得点が260点となっております。具体的な外観目視による評点としましては、まず4つの評定区分として、「1. 構造一般の程度」、「2. 構造の腐朽又は破損の程度」、「3. 防火上又は避難上の構造の程度」、「4. 排水設備」となっております。

次に、評定項目といたしましては、「基礎」、「外壁」、「土台」、「柱又ははり」、「屋根」、「雨水」として、評定区分ごとに評定項目を8つ設けております。

詳細を申し上げますと、「1. 構造一般の程度」の区分では、「基礎」と「外壁」の2項目に関する評定で最高評点で45点となっており、次に「2. 構造の腐朽又は破損の程度」の区分では、「基礎、土台、柱又ははり」、「外壁」、「屋根」の3項目に関する評定で、最高評点が175点となっております。

3区分目の「3. 防火上又は避難上の構造の程度」につきましては、延焼のおそれのある「外壁」の有無、並びに「屋根」における可燃性材料の利用有無の2項目に関する最高評点が30点となっております。

最後に、4区分目といたしまして、「4. 排水設備」につきましては、「雨水」の項目として、雨どいの設置状況について評点を10点として評定しており、これらの評点の合計が不良度判定

の点数となります。

また、認定までの期間につきましては、当該空家の状態や所有者等の事情などを鑑み、案件ごとに判断しておりますので、具体的な期間等は設けておりません。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

先ほど代執行による解体を行ったとのことご答弁がありましたけども、代執行に至る要件やこれまでの代執行の実績、また、現在どのような、そういった空家があるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

代執行につきましては、適切な管理が行われず、そのまま放置すれば倒壊等が著しく、保安上危険となるおそれのある老朽危険家屋を対象としており、戸籍調査等の必要な調査を行っても所有者不明の場合、または判明しても必要な措置を履行しない場合等において、行政執行法に基づき実施するものでございます。

また、想定外の災害により、所有者等が不明な老朽危険家屋の倒壊等のおそれが生じた場合などにも対応するものとしており、市民の生命や財産へ危険を及ぼす状態となった場合も想定しております。

なお、代執行の要件としましては、老朽危険家屋が公衆用道路（通学路）に面している、かつ住宅密集地に存在し、市長が認めたもので、老朽危険度判定の結果が150点以上のものを対象としております。

本市における代執行の実績につきましては、平成27年度に西町地区において、略式代執行1件、平成28年度に同じく西町地区において、行政代執行1件、平成30年度に伊岐須地区において、略式代執行1件、令和元年度に菰田地区において、略式代執行1件の計4件となっております。

また、現時点におきましては、本市が確認しております空家において、直ちに代執行の対象となる物件はないものと認識しております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

特定空家等の対応について確認してまいりましたが、これまで37件を認定して、その大部分を所有者の自主解体を促していったという点は、一定、法の趣旨に基づいた行政の指導力が機能した成果なのかなというふうに思っています。

ただ1点、ちょっと思うところが、認定までに期間がないと、具体的な基準がないというところだったんですけど、所有者の事情に配慮する反面、周辺住民の、もしかしたら安全というところ、公益を後回しにするというリスクもはらんでおりますので、その点は、何かしら期間を設けるものがあつたほうがいいのかとは思ってはおります。

この特定空家等の認定というのは、行政としては切り札なのかなというふうに思いますので、頻繁に使うわけじゃなくて、行使しなくても済む状態をきちんと管理し続けて、コミュニケーションを取っていくことが最も効率的な都市経営なのかなというふうに思っております。

次に、管理不全空家についてお伺いしたいんですが、この管理不全空家について、まずその定義について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

管理不全空家等につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項におきまして、「適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等」と定義されております。

管理不全空家等に認定することで、法に基づき指導・勧告の措置を講じることが可能となり、必要な措置を勧告した場合には、特定空家等と同様に、当該空家の敷地に係る固定資産税の住宅用特例の解除を行えるようになります。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

この管理不全空家等ですけど、2023年の12月に施行されて、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律によって新たに定義されていますけど、特定空家等との違いなど、新たに定義された意図について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

特定空家等につきましては、先ほどの答弁のとおり、既に倒壊等により保安上危険となるおそれのある状態などであるものに対して、管理不全空家等につきましては、放置すれば特定空家等となるおそれのある状態というより早期の段階での状態となります。したがって、管理不全空家等の段階で指導・勧告を行うことで、特定空家等への進行を未然に防ぎ、所有者等に対して、改善を促すために定義されたものでございます。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

それでは、本市における管理不全空家等の認定状況についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

管理不全空家等の認定に当たりましては、建物の状況や周辺環境への影響等を総合的に判断する必要があることから、現在、所有者等に対する助言、指導を優先し、適正管理を促している段階であり、本市におきまして、これまで管理不全空家等の認定実績はございません。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

これまでに管理不全空家等の認定実績がないということですけども、今後の方針としてはどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今後につきましては、国が示すガイドラインや既に認定実績を有する県内の先進自治体の事例を参考に、本市における基準等の整備を進め、適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

よろしくお願いします。

それでは、最後の質問になるんですが、担当として、空き家は何が問題で、今後どのような問題が発生すると予測して、どのような空き家対策の方向性を考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

まず、空き家問題の本質は、所有者等による適切な管理がなされないまま放置されることにより、近隣住民の安全や生活環境に影響を及ぼしている点にあると認識しております。

本市では飯塚市空家等対策計画に基づき、空き家等対策を推進しており、具体的には、空き家の実態調査、空き家の適切な管理の促進、空き家の利活用の促進について取組を行っております。

先ほど答弁いたしました但、空き家の適切な管理につきましては、第一義的には所有者等の責務であることから、粘り強く所有者等へ働きかけをすることで解決を図り、空き家対策を効果的かつ効率的に推進してまいりたいと考えております。

しかしながら、空き家対策に当たり、困難な課題もあり、相続が行われておらず、所有者等の判別に期間を要することや、所有者等が判明した場合であっても、遠縁であり、対応困難なケースが見受けられます。

放置された空き家は老朽化することで倒壊のリスクが高まり、市民の安全を脅かすことが懸念されているため、担当といたしましては、こういった困難事例が一つでも減るように、まずは実態把握に努めるとともに、これまで以上に、相続登記の必要性や空き家の適正管理、利活用の促進を進めるためにも、相談会やセミナーの開催及び交流センターでの出前講座などの空き家予防の啓発活動に力を入れ、新たな空き家や管理されない空き家を生まない取組に一層努めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

私としても認識としては一緒でありまして、あとはHowの部分のところなのかなというふうに思っております。

これまで特定空家等の認定制度を通じて、一発レッドカードみたいところで是正を求めてきた実績がありますけれども、特定空家等に至る前の段階で所有者に適切な関与を行うというところを今、相談等でしていると思うんですけども、所有者の負担を軽減して、かつ周辺住民の安全を守るためには致し方ないのかなというふうに思っております、私としてはこの手前にある、先ほど言った「管理不全空家等」というカードがあるので、そこを有効的に使うことが、当事者としても、当事者間、当事者としても一発レッドカードよりかは、イエローカードで済みましたみたいな、ただ、固定資産税が6倍になりますけど、みたいなところはあると思うんですけど、一旦クッションにはなるのかなというふうに思っていますので、最後はちょっと1件、同じようなことになるんですけど、管理不全空家等を活用したほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。その際には、やっぱり期限を設けることが明確に、ある程度ガイドラインみたいなのがあったほうが、当事者もですし、周辺住民の方にもいいのかなというふうに思いまして。

特定空家等は、悪化させてしまうことは将来的に、市の代執行みたいなリスクをはらんでいるわけですので、イエローカードみたいなところを使って、建設的に進めていただきたいというふうに思います。空き家が適切に管理とか、利活用できれば、土地に流動性が生まれますので、流動性があれば、もしかしたら人流が出てきて、地価を下支えするというところにも

つながってくるので、本市の持続可能性も高める税収基盤をもしかして安定させることにもつながるかもしれないというところで、この管理不全空家等みたいな使えるカードがあるので、ぜひ使っていただきたいなというふうに思います。

ただ第一義的には何回も整理しましたが、これは所有者が管理するのがまず一番ですので、そこはお互い同じ認識なのかなというふうに思うんですけど、ただ、相続であつたりもですが、所有者の行動変容を促す管理として、そういったかじを切っていただきたいというふうに思います。

適正な管理と土地の流動性を促すことは飯塚市の将来価値を最大化するために不可欠な投資であると考えておりますので、ぜひご検討のほどよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。11番 川上直喜議員に発言を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。

第1は「沖縄県からの住民避難について」です。1点目、計画の概要について伺います。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

福岡県が作成しております「避難住民の受入に係る初期的な計画」の概要についてご説明いたします。受入に係る初期的な計画では、避難当初の約1か月間の受入で必要となる輸送手段の確保、収容施設（ホテル等）の供与、食品・飲料水・生活必需品の調達・提供等についての内容を検討し、今後、具体化していく計画となっております。

その内容につきましては、輸送手段の確保は、空港からの避難住民の輸送手段の確保に係る検討と輸送要領の作成。収容施設の供与では、ホテル等の確保に係る検討、運営要領の作成、ホテル等への避難住民の割振り案の作成。食料・飲料水・生活必需品の調達・提供では、食品・飲料水の調達・集積方法、事業者との協定に係る検討などが検討されております。

また、受入れ体制の関係で福岡県のほうでは沖縄県のほうから4万7397人の受入れが割り当てられておりまして、本市におきましては1709名の割当てがなされております。受入れの内訳でございますが、宮古島市からの避難者が1709名となっております。羽立地区が230名、東地区が621名、栄地区が858名の計1709名の割当てとなっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

取組の経過を伺います。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

取組の経過につきましては、福岡県では、円滑な受入れ、避難住民の生活の質の維持とともに、経済活動・県民生活への影響を少なく、実効性を高めるため、令和6年7月30日に行政及び民間事業者で組織された「福岡県住民避難受入関係機関会議」を設置し、協議を行っております。

同年7月31日に令和6年度第1回福岡県住民避難受入関係機関会議が開催されております。同年10月22日に第2回の会議、同年12月23日に第3回の会議が実施されております。

令和7年3月27日に九州7県及び山口県が策定した初期的な計画を国により取りまとめて公表がなされております。

令和7年6月5日に令和7年度第1回福岡県住民避難受入関係機関会議が開催され、同年8月28日に第2回の会議、令和8年1月19日に第3回の会議が実施されております。

令和8年5月11日に令和8年度第1回福岡県住民避難受入関係機関会議が開催されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

来年1月には図上及び実動訓練を行うとの報道があります。内容とスケジュールを示してください。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

令和8年度沖縄県国民保護共同実動・図上訓練が令和9年1月22日、23日に予定されております。この訓練は、国民保護措置への理解の促進を図るため、県の区域を超える避難及び避難要領を訓練し、国、地方公共団体等の相互協力及び連携を強化することを目的に実施されます。

実施場所といたしましては、沖縄県と九州7県と山口県でございます。

実施概要につきましては、訓練本番の約2週間前に報道発表がなされるということで、まだ概要については出ておりません。

この訓練につきましては、飯塚市の参加は今のところないということでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先月、令和8年5月11日の福岡県住民避難受入関係機関会議の内容を伺います。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

令和8年度第1回福岡県住民避難受入関係機関会議の内容につきまして、まず、この会議の設置目的についてご説明いたします。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、県の国民の保護のための措置を実施するための体制整備について、庁内での総合的な検討を円滑に行うため、福岡県国民保護体制整備連絡会議を設置するという形で設置目的がなされております。

会議の内容につきましては、組織再編に伴う福岡県国民保護体制整備連絡会議設置要綱の改正と作業班の見直し案、また、令和7年度の取組報告、国主催会議と庁内会議の報告、最後に今後のスケジュールについて会議がっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この計画は宮古島市の住民の皆さんの要望に基づくものか、確認していますか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

国民保護法の目的である、武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護することに基づき行われております。国のほうで確認されているかは、確認が取れておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1709人が、飼っている家畜も含めて、障がいのある方、ない方、赤ちゃんからお年寄りまで、全島避難ができるわけがないわけです。戦争ではなく、憲法9条に基づく平和の準備こそが必要です。

第2は、「中東情勢による影響について」です。1点目は市民生活の応援についてです。物価高騰の影響をどのように把握していますか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

中東情勢に係る物価価格の高騰などを背景とした物価上昇につきましては、市内事業者や市民生活に対し影響を及ぼしているものと捉えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その内容をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 1時19分 休憩

午後 1時21分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

繰り返しの答弁になり申し訳ございませんが、中東情勢に係る原油価格の高騰などを背景とした物価上昇は市内事業者や市民生活に対し影響を及ぼしているものと考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

5月に九州市長会総会があつて、飯塚市はそれに参加していますか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

参加いたしております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その議案書16ページの35番を読み上げてください。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

「国際情勢の不安定化や原油価格・物価高騰等の影響により、厳しい状況が続く中小企業及び小規模事業者に対して、事業継続のための資金繰り支援、電気やガス代等の上昇分の支援、燃料油などの価格の安定に向けた対策、適正な価格転嫁支援、生産性向上等により賃上げに取り組む企業への支援など社会環境の変化に対応する取組への支援の継続や拡充」などの対策を講じるよう求めた内容でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市民生活については34番で記載があります。読み上げてください。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

先ほどの分も今から読み上げる分も市長会での議案書の内容となっております。それでは読み上げさせていただきます。「エネルギー・原材料価格の上昇や円安の影響などによる物価高騰等により、今後も市民生活や地域経済に深刻な危機が生じることが想定されるため、住民や事業者に対し、自治体が地域の実情に応じた支援策を迅速かつ臨機応変に講じられるよう、『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金』を財政力に関わらず、必要な額を適切に見極めた配分になるよう、算定方法を見直した上で、継続すること。また、国庫補助負担金の対象経費については、その基準額の算定において、物価高による影響分を含めるなど適切に対応すること。」と記載してあります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回の国の補正による重点支援地方交付金は本市は幾らですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

6146万円となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日程はどうなっていますか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

本年度6月4日に福岡県を通じて「令和8年度補正予算（第1号）について」が通知され、予算規模が3兆1135億円であること、それと、このうち重点支援交付金が1千億円であることが示されました。

令和8年6月9日にその取扱いについての通知、それから交付限度額等が示されております。この通知の中に、国の補正予算に係る重点支援交付金の令和8年度実施計画につきまして、国の1回目の提出期限は令和8年7月10日、2回目が10月30日、3回目が1月22日であるというふうに記載があります。

そして、また同日、福岡県から同様の通知が参りまして、県での実施計画の締切りが令和8年7月1日であることが通知されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市民生活関連の推奨メニューを紹介してください。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

特別高圧電力やLPガスの利用者への支援など、地域の実情に応じた支援を実施するための追加措置として、推奨事業メニューの生活者支援では、食料の物価高騰に対する支援、物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援、物価高騰に伴う子育て世帯支援、消費下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援が記載されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

水道料金の減免に活用する考えは検討できないのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

本市においてどのような支援をするかというところで検討してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

水道料金は平均22%、下水道使用料は10%の値上げがそれぞれ必要だとする答申書がこの3月、上下水道事業経営審議会から出ました。一方的な値上げが市民生活の応援になるとお考えでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企業局次長。

○企業局次長（上野恭裕）

今回の答申に関わる料金改定につきましては、水道水を安定的に供給することで、市民生活を守り、事業活動に支障が出ないようにするためには、料金改定が必要ということで答申書のほうに書かれております。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。企業局次長。

○企業局次長（上野恭裕）

先ほど答弁いたしました中に、水道水を安定的に供給する、それから、それが市民生活を守ることにつながるという意味で、市民の応援につながっていると考えております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今、何の質問をしているのか全く分かっていないね。

生活応援クーポン券の交付の遅れについておわびが発表されました。経過を伺います。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

当初、電子クーポン券につきましては、市内全世帯の約４割となる約３万世帯の申込みを見込んでおりましたが、想定の見込み違いにより、実際には約１万世帯の申込みとなり、不足する紙クーポン券約２万世帯分を追加印刷する必要があり、お届けに遅れが生じたため、おわびを掲載したものでございます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

その後の経過を伺います。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

紙クーポン券の送付状況でございますが、令和８年６月７日時点で初回の送付を終えております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

全世帯に渡ったというのは何で確認しましたか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

送付ではなくて、発送を終えております。ゆうパックによって送付しておりますけれども、不在等でお受け取りになっていない方はおられますけれど、それ以外の送付は終わっております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

受け取っていない世帯はどれぐらいあるんですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

令和８年６月７日時点で約１１００世帯分が飯塚郵便局で保管されております。また、宛所不明などの理由で市に返戻されてあるものが、同じく６月７日時点で５８６件あっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

想定見込み違いということでしたけれども、市の教訓は明らかになっていますか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

今回の生活応援クーポン券事業は物価高騰の影響を受ける市民の皆様の生活支援と市内経済の活性化を目的として実施いたしました。全世帯、市民に対し、1世帯当たり1万円、加えて世帯員1人当たり6千円という規模で支援を届けられたことは、市民の皆様の家計を下支えし、市内事業者様への直接的な波及効果をもたらすなど、一定の役割を果たすことができたものと確信しております。

しかしながら、事業の運営面におきましては、電子クーポン券と紙クーポン券の選択方式を導入し、業務のデジタル化と利便性の向上を追求いたしましたが、結果といたしまして、電子クーポン券の申込数が想定を大きく下回り、紙クーポン券の追加印刷が必要となったこと、また、それに伴い発送完了時期に遅れが生じたことなど、多くの課題があったものと思っております。

一方で、今回初めて紙クーポン券に事業者換金用のQRコードを印刷し、事業者の換金に係る負担軽減を図り、多くの事業者に来庁不要で換金手続きをしていただいておりますことから、事業者の負担軽減には寄与できたものと思っております。

このように今回の事業に関しては、蓄積したデータを分析し、今後の行政サービスに生かしてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

昨年末12月24日の市長ほかの協議で、現金給付方式でいくと決めていれば、送金はいつ終了していたと考えますか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

今回——。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（城丸秀高）

傍聴者の方は静かに願います。（傍聴席で発言する者あり）静かに願います。（傍聴席で発言する者あり）これ以上大きな声を出しますと退場させます。（傍聴席で発言する者あり）静かにしてください。（傍聴席で発言する者あり）暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時37分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

今回、現金給付に係るスケジュールにつきましては想定しておりませんので、答弁しかねます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

過去に現金給付をしたことがあるじゃないですか。議決から送金までどれくらいかかりましたか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

手元に資料等がございませんので、答弁いたしかねます。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

今分かりませんので、調べた上で答弁させていただきます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2点目は地元業者の支援についてです。中東情勢等の影響を把握した経過及び内容について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

商工関係の団体で申し上げますと、令和8年5月12日に飯塚商工会議所、飯塚市商工会から聞き取りを行っております。中東情勢の影響は、会員企業さんは少なからずあるものの、すぐに追加融資や借換えあるいは補助金の要望などという声はないと聞いておりますが、原材料、原油価格の高騰は続いており、さらには人手不足も重なり、地域経済への影響は出始めているのではないかと考えております。

実際、先日、会議の場で市内のある企業の社長の方から「年内の材料等は大丈夫だけれど、その先は不安であると、従業員から言われた」というようなお話も聞いております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

貨物運送事業者に市は直接応援をしたことがあります。実情を聞きましたか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

令和6年度に飯塚市運送事業物価高騰対策支援補助金を交付し、支援を行っております。

令和8年5月12日にトラック協会に聞き取りを行ったところ、中東情勢の影響につきましてはそこまでの影響はないというようなことでした。取り扱う業種によって影響の度合いは異なり

ますが、建設・自動車業界は運ぶ物がないといった声も聞かれるようでございますが、食料品などの生活必需品については比較的大丈夫というようなお話でした。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

オイルやグリスの見通しが立たず、仕事が続けられるか不安という声を聞きましたか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

聞いておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国や県に対して、市としてどういう要望をしたか、あるいは今後するか、聞かせてください。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

国等への要望の手段としまして、市長会がございます。要望は、まず福岡県市長会に議案として提出され、承認の後、九州市長会、全国市長会へと提案されていきます。なお、令和7年4月に開催されました福岡県市長会、令和8年5月に開催されました九州市長会につきましては、中東情勢に特化したものはございませんが、先ほどご紹介いたしました、国際情勢の不安定化や原油価格・物価高騰等の影響により、厳しい状況が続く中小企業及び小規模事業者に対して、事業継続のため、資金繰り支援、電気やガス代等の上昇分の支援、燃料油などの価格の安定に向けた対策、適正な価格転嫁支援、生産性向上等により賃上げに取り組む企業への支援など、社会環境の変化に対応する取組への支援の継続や拡大などの対策を講じるよう要望いたしております。

それから、今月、6月に開催されました全国市長会におきまして、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰等を背景とした物価上昇は住民生活はもとより、農水畜産業や医療・運輸・製造・建設業などあらゆる分野に深刻な影響を及ぼしていることから、国は住民生活に及ぼす影響を最小限にとどめ、地域経済を守り抜くため、燃料油・石油製品、重要物資の安定供給確保、エネルギー価格高騰対策の継続・強化、物価高騰対策等に係る地方財源の確保、地域公共交通、物流、製造事業者等への支援、農水畜産業への支援、医療機関、介護・障害福祉サービス事業者等への支援について、機動的かつ万全な措置を講じられたいと、決議されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国や県の対応を紹介してください。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

国につきましては補正予算を編成されていまして、地方に対しましては重点支援交付金を予算化されてあります。それから、国で実施されるものとしても予算化されております。県につきましては今のところ情報が入っておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

福岡県が記者会見しましたね。把握していないですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

令和8年6月3日に福岡県は記者会見をされてあります。その際に、副知事から、さらに長期化すれば幅広い分野の事業者や県民生活全般に深刻な影響が及び、事業者や関係団体から相談を的確に受け止めることが必要ということをお話しされております。

それから、相談体制を強化する方針も示されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そういう状況の中で、本市独自の取組はどう考えていますか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

市全体としてどのような支援をするか検討していきたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事業者支援について、重点支援地方交付金の推奨メニューを示してください。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

推奨事業メニューの事業者支援では、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備、それから、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援が記載されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の交付金を使うだけではなく、市の基金を一部活用したしっかりした支援が必要です。

第3は、「市長等の公務について」です。1点目は飯塚会の構成についてです。現在の構成メンバーを飯塚市関係から全員紹介してください。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

令和8年4月現在で申し上げますと、飯塚市からは、市長、両副市長、教育長、飯塚市議会からは、議長、副議長、それから、飯塚警察署長、飯塚公共職業安定所長、飯塚税務署長、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所飯塚出張所長、それから、陸上自衛隊飯塚駐屯地司令、福岡県信用保証協会筑豊支所長、飯塚医師会会長、飯塚銀行協会会長、飯塚市教育文化振興事業団イイヅカコスモスコモン館長、日本郵便飯塚郵便局長、NTT西日本北九州支店ビジネス営業部長、九州電力筑豊営業センター長、九州北部税理士会飯塚支部長、九州旅客鉄道新飯塚駅長、西鉄バス筑豊代表取締役社長、九州工業大学情報工学部情報工学研究院長、近畿大学産業理工学部

学部長、近畿大学九州短期大学学長、飯塚市商工会会長、飯塚商工会議所会頭、副会頭、専務理事、理事、事務局長となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

3月議会での私の一般質問にはどう答弁しましたか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

会員名簿を作成している飯塚会事務局において個人情報と判断され、個人情報保護法に基づき公開されていないと認識しておりまして、第三者提供に値する利用はできないという旨の答弁をいたしております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

答弁を変更する理由は何ですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

令和8年3月定例会を受け、令和8年3月26日に飯塚市から飯塚会事務局であります飯塚商工会議所に対し、飯塚会の4月例会におきまして、官公庁において会員名簿の情報開示請求があった場合、開示してよいか会員の皆様に諮っていただきたいという申入れをいたしました。その後、事務局のほうより、会員名簿の公開は可能という、公開して構わない、事後にはなるけれども6月例会において承認を得るという回答を得られましたことから、答弁を変更したものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2点目は飯塚会の活動についてです。目的は何だったのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

飯塚会規約第2条において、「本会は会員相互の情報交換並びに融和を図るとともに、地域の振興発展に寄与することを目的とします。」と規定されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今年度の活動計画を伺います。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

偶数月に開催されておりますことから、今後は、8月、10月、12月、2月に例会が開催される予定でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

飯塚市関係、市長、副市長2人、教育長の会費は公金で賄うとのことでした。今年度の支払いはどうなっていますか。

○議長(城丸秀高)

企画政策室長。

○企画政策室長(落合幸司)

市長部局におきましては、請求書を令和8年5月29日に受付しておりまして、同日、伝票の起票を行い、6月12日に上期分として、市長、副市長の3名分として4万5千円を支払っております。

○議長(城丸秀高)

教育部長。

○教育部長(小西由孝)

教育長につきましても、市長部局の答弁と同様の処理を行い、上期分として1万5千円の支払いを行っております。

○議長(城丸秀高)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

2月例会の状況を紹介してください。

○議長(城丸秀高)

企画政策室長。

○企画政策室長(落合幸司)

2月に開催されました飯塚会例会につきましては、パドドゥ・ル・コトブキで開催されまして、資料等が配付されておりますが、その資料を公文書として管理できておりませんでしたので、内容につきましては答弁いたしかねます。

○議長(城丸秀高)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

出席した人が答弁してください。

○議長(城丸秀高)

久世副市長。

○副市長(久世賢治)

私が出席しておりますので、そのときの内容をご案内させていただきます。

郵便局のほうから見守りサービスを始めたという事業内容の紹介がございまして、これは飯塚市内に住まれるお一人様の、いわゆる高齢者の方々の安全見守りを一つの事業として行っているもので、こういったものを、今後、広報してくださいというふうなご案内等がございました。

そのあとには全員で情報交換をするわけですが、私の席には飯塚商工会議所の副会頭で、かつ観光協会の会長の方がおられましたので、今、飯塚市はどんどんどんどんマンションが建っているけれども、久世さん、もう戸建てがいいよというふうな情報交換を行ったところと、あと、税務署長がおられまして、2月でしたので、いよいよ確定申告が始まるんですけれども、税務署のいろいろな受付がだんだんだんだん、年々変わってきておりまして、皆さん御存じと思うんですが、かなり時間をきちんと切った対応等をされていますので、どうしても市のほうにお見えになるお客さんがどんどん増えていますので、今後、お互いいろいろな協力ができて、その辺がもうちょっと機能的になっていけばいいですねというふうな情報交換をした記憶がございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

4月例会はどうでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

4月例会につきましては、のがみプレジデントホテルで開催されておまして、令和8年4月現在の飯塚会会員名簿、それから飯塚会令和8年度開催日程、令和7年度飯塚会収支決算書、それから郵便局からのお知らせとして生活相談ダイヤルの取組、それから飯塚能の会の取組について、資料配付とともに説明が行われております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

6月例会はどうですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

飯塚会の会員名簿の公表について諮られ、承認を得られております。

また、九州工業大学からのお知らせとして、九州工業大学戸畑キャンパスのオープンキャンパスの開催、KyutechARISEのPR、九州工業大学情報工学部情報工学研究院の紹介として、こちらも資料を配付され、説明が行われております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

会食のメニューを例会ごとに紹介してください。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

2月、4月、6月ともに、お弁当、それと飲料が出されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飲料の中にはアルコールもあるんですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

アルコールも出されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市関係の出席者はアルコールを口にしたんですか。

○議長（城丸秀高）

久世副市長。

○副市長（久世賢治）

出席して、アルコールを口にしております。飲んでおります。

許斐副市長は飲んでいないです。許斐副市長はアルコールは口にしておりません。それ以外は飲んでおります。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この公務における飲酒は適切との判断ですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

問題はないと考えております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

何かに照らして問題がある。何かに照らして問題がない。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

法に照らして考えますと、特段制限があるものではないと考えております。それから、提供があった場合に口にするということについても問題ないと考えております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

会費が公金であってもですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

そのように考えております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

２０１８年に使途不明金が発生し、その存在が明らかとなった国の機関、県知事、福岡市長らが会員の木曜会との連絡がないんですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

木曜会との連絡等はないというふうに聞いております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

「生活保護行政について」です。１点目に、事業の概要を伺います。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

生活保護行政は、日本国憲法第25条の生存権の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対して最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とする制度です。生活保護行政の最も重要な根拠法は生活保護法であり、制度の実施に当たりましては、基本原則となる要件が定められております。制度の基本的な考え方及び運用の基本となる原理は、国家責任、無差別平等、最低生活、保護の補足性の4つでございます。

第1に、法第1条の国家責任による最低生活保障の原理は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。

第2に、法第2条の無差別平等の原理は、全て国民はこの法律の定められた要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができるとされております。

第3に、法第3条の最低生活保障の原理は、この法律により保障される最低限度の生活は健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされております。

第4に、法第4条の保護の補足性の原理では、保護は生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活維持のために活用することを要件として行われるとされております。

以上のように生活保護は法第1条から第4条に規定される4つの原理に基づき実施されているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2点目は収入認定についてです。どのように行いますか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3か月程度における収入額を標準として定めた額により、数か月もしくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされております。

就労収入は基礎控除、実費控除などが適用され、高校生のアルバイト収入についても、基礎控除及び20歳未満控除を適用いたしまして、収入認定額を算定しております。

また、就学費用の控除につきましては、就学経費の総需要及び高等学校等就学費の支給状況、その他の就学費用収入の有無について把握した上で、必要な最小限度の額を控除することとなります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

年金については、現実に振り込みがあった後、本人の申告によるのではないわけですか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

申告につきましては、法第61条の届出の義務により、被保護者は収入、支出、その他生計の状況について変動があったときは、その旨を届け出なければならないと定められております。

年金の収入認定につきましては、本人の申告及び法第29条調査により判明した年金額を、受

給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとなっております。

また、保護受給中の世帯主、もしくは世帯員が亡くなった場合、その月をもって年金受給権は消滅し、以降は世帯の収入として認定されなくなりますが、死亡月に振り込まれた年金が本人の口座に振り込まれた場合は、故人に対する最後の年金収入として収入認定を行っております。亡くなった日より後に振り込まれた年金につきましては、亡くなった月分までは未支給年金となり、生計を同じくしていた遺族が自己名義で受け取ることができますので、この未支給年金を受け取った場合でも生活保護上では世帯の新たな収入として収入認定を行うことから、世帯主からの申告後に収入認定を行うこととなります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現実に収入があった後、本人の申告後に認定をするということなんですね。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

そのとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

続いて年金ですけれども、過去に遡ってまとまった額が入ったときはどうなりますか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、資力の発生時点によりまして、法第63条に基づく費用返還の必要が生じることがございます。

資力の発生時点は年金受給権発生日であり、裁定請求日または年金受給日ではございません。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合は、返還額決定の対象を開始時以降の支払い月と、対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすることとなります。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

3点目は医療機関への受診です。医療扶助の仕組みを示してください。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

国が示しております受診方法は、被保護者の方が初診のとき、生活保護担当課の窓口で保護変

更申請書を提出し、要否意見書の交付を受け、その書類を医療機関に提出して受診することとなっております。

本市におきましても医療機関にて受診する際は、本人または家族が医療カードを持参し、福祉事務所もしくは各支所で医療要否意見書の交付を受けてから受診していただくこととなります。

福祉事務所に来所できない場合、または緊急の場合等は、医療カードを提示することで医療機関にて受診できます。その場合、速やかにケースワーカーに連絡をしていただければ、後日、要否意見書等を医療機関に発送または持参し、対応することができます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

通院費はどうなりますか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

医療移送費につきましては、疾病などにより医療機関に電車、バス等で受診する場合、当該受診に係る交通費の実費が支給されます。給付につきましては原則として居住地から医療機関まで、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所におきまして必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を確認し、認定しております。

また、疾病、障がい等の状態により、電車、バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際、タクシーの利用による交通費が必要な場合は事前申請が必要となります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現在、抗がん剤治療を受けている高齢者が、今年2月22日、日曜日、まだ病名が分からないときですが、血尿がひどくなり、急患センターに連絡を取り、タクシーで行って受診し、薬を2回分もらいました。タクシー代は、行きが1500円、帰りは1500円です。申請してもタクシー代が出ないのは、なぜでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

休日・夜間等の福祉事務所が閉庁時の突発的な疾病もしくは傷病等の状態により福祉事務所へ連絡ができない状況など、緊急な場合であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合は、当該事由が消失した後、速やかに申請があったときは、事後の申請であっても、そのときの状況を鑑み内容を確認した上で、個別に判断し給付について検討しておるところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この高齢者は相田にお住まいの女性です。令和8年2月16日、月曜日、20日、金曜日と専門医を受診して膀胱炎が疑われ、22日、日曜日に血尿がひどくなり急患センター、26日、木曜日に市立病院でCT撮影、かかりつけ医で膀胱がん疑いとされ、3月3日、火曜日に別の専門医で止血剤と痛み止めの処方を受け、5日、木曜日に飯塚病院で内視鏡検査、6日、金曜日に同

病院の麻酔医の面接を受け、８日、日曜日に手術、１９日、木曜日に悪性リンパ腫と分かり、４月７日、火曜日から抗がん剤治療のため入院の経過をたどりました。

この方の生活扶助の基準は７万６４０円で、この間のタクシー代は２万３４４０円です。病気に悩み苦しんでいるときにお金がないわけです。どうやってしのげばよいのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

タクシーの利用による通院は基本的には事前の申請が必要となります。その場合、主治医への意見聴取を行い、タクシーを必要とする真にやむを得ない事由があると判断された場合にタクシー利用を承認いたしております。緊急な場合等で事後の申請となった場合は、そのときの状況等を確認し、個別に判断した上で認定することとなり、タクシー代を申請される場合は、給付要否意見書と領収書の提出が必要となります。

医療移送費として交通費を認定するに当たりましては、その月の世帯の生活状況等をご相談していただければ、状況に応じまして臨時払いも可能となりますので、その月の生活費に困窮しないよう配慮いたしておるところでございます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この方の場合、可能性があるということですか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

そのような判断でただいま協議しているところでございます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

医師は何を基準に判断するのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

医師によるタクシー利用の判断としては、被保護者の病状、身体機能、障がい等を診断し、歩行や公共交通機関の利用が著しく困難であり、タクシーでの通院が真にやむを得ないと医学的に認めたものというふうに理解しておるところでございます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

４点目、エアコンの設置についてです。どういう取扱いになっていますか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

生活保護制度では、エアコンも含め日常生活に必要な生活用品については、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものでございますが、熱中症予防が特に必要とされる者がいる世帯においては、保護開始時に持ち合わせがない場合や転居指導による転居の際、また、災害、犯罪など特別な事情がある場合は、エアコンの購入費用を支給することが可能となります。

また、特別な事情がない生活保護世帯におきましては、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介するなど、エアコンを購入できるよう、制度の周知と助言を行っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

夏季加算の創設の要望があります。どう受け止めていますか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

記録的な猛暑で熱中症患者が増加している中、電気料金の高騰に伴い電気代を節約せざるを得ない状況のため、必要な時期に冷房を利用できない生活保護世帯が見られます。生活保護者の中には高齢者や障がい者等が多く、健康面での配慮が必要であることから、夏季加算の創設が必要であるというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どんな対応をしていますか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

本市といたしましては、福岡県市長会におきまして、国への要望として、近年の夏季の異常高温への対策として、冷房器具の購入、更新に要する経費について、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期の要件を廃止し、それ以降も生活保護の支給の対象となるよう制度改正をすること、また、既に所有している冷房器具は故障した場合の修理費用についても扶助の対象とすること、さらには、冷房器具の効果的な利用を図るため、使用電気料相当分について夏季加算を創設することなど、他自治体と共に要望しているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

5点目、就労自立給付金についてです。どういう制度か示してください。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

就労自立給付金は、生活保護受給者の就労による自立の促進を図ることを目的として、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して支給される給付金となっております。

給付額につきましては、算定対象期間における各月の収入充当額に対し10%の算定率を乗じて算定した額に基準額を加えた額または上限額とのいずれかの低い額を支給することとなっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

収入未申告に伴う返還金が発生している場合は、その全額を充てることができるのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

就労自立給付金に対しまして、保護の実施機関は、不正受給等による債権に就労自立給付金の全部または一部を生活保護法第77条の2及び第78条第1項による徴収金の納入に充てる旨を当該被保護者から申し出た場合につきましては、就労自立給付金の支給をする際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるとされております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本人の申出というのはどういう形でするんですか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

その給付金を充てることができる旨の説明を本市のほうからいたしまして、本人の希望や了解の下に、そのように実行しているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事実上の強要にならないようにする必要があると思います。

6点目、借家にお住まいの単身者が死亡した場合、家財処分費や死亡後事務を行う場合の必要経費はどうなっているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

現在の生活保護制度では、単身の被保護者が死亡した場合の家財の処分費用につきましては、死亡と同時に扶助を行う対象者が不在となりますことから計上することができないものとされており、保護費において家財処分料を扶助することはできません。しかしながら、現在の社会において高齢者の単身世帯が増加しておることもございまして、自宅で亡くなる独り暮らしの約8割が65歳以上の高齢者が占めているという現状がございまして。

単身の生活保護受給者が死亡した場合、現行の制度において、家財処分費などは公費負担の対象とされておりませんことから、本市としましては、原状復旧費用の負担に関しましては、家主等が敷金等で賄い切れない事案が発生しており、また、この傾向は高齢化の進展とともに増大することが予想されますことから、借家における家財処分費を生活保護費の支給対象に加えること、併せまして、葬祭扶助を受けるべき者や死後事務を実施する者がいないケースが増えている現状を踏まえまして、死亡後事務を行う者に対し、必要な経費を支給できるようにするとともに、本人の死亡後の事務を福祉事務所が代わりに行えるよう制度を改正することなど、福岡県市長会を通じまして、他自治体と共に国へ要望活動を行っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ここで、群馬県桐生市福祉事務所の生活保護法違反事件について、本市として学び、教訓とするところを示していただきたいと思います。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

令和5年11月に群馬県桐生市の生活保護行政において不適切な運用が明らかとなりました。このことから、同市は生活保護業務の改善を通じて真に市民福祉の向上に貢献し、信頼される行政組織として再生することを目的として、生活保護業務健全化計画を策定いたしております。この健全化計画を策定した背景には、市の福祉事務所が生活保護の申請を不当に拒否し、本来認められるべき申請権を侵害するケースや受給者に1日1千円を分割支給するなど、違法かつ不適切な運用を行ってきたこと。また、2011年度からの約10年間で市内の生活保護利用者が半減するような事態に陥っていたことなど、組織的な行為が明らかになったことが要因となっております。

このことは、外部の有識者による第三者委員会にて調査、検証されるとともに、厚生労働省監査及び群馬県特別監査の結果、生活保護法に違反する事務執行や保護申請権の侵害を疑われる行為があったと指摘されております。

以上のようなことから、生活保護業務全体を抜本的に見直し、組織風土そのものを改革する必要があるとの危機感が共有され、2025年12月に再発防止と組織改革のために策定された計画となっております。

本市におきましては、県内の他自治体と比較いたしましても非常に高い保護率で推移しておりますことから、生活保護の適正な執行につきましては、職員間の協力体制の強化、関係機関との連携、多様化する保護世帯のニーズに合わせた知識の習得や所内研修の充実など保護の適正化に向けて組織的に取り組んでおるところでございます。また、憲法第25条の生存権の理念に基づき、最低限の生活保障と自立の助長を目的として、真に生活に困窮する人への保護と不正受給や不適切な事務処理の防止に職員一丸となって取り組んでおるところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この健全化計画というのは、本市の場合、どこまで情報共有していますか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

生活保護を担当します課内の管理・監督職全てに周知しておりまして、その指導に取り組んでおるところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

大変なところだと思いますけれども、関係の全職員が情報共有できるようにしてもらいたいと思います。

第5は「生活環境の保全について」です。1点目はゆめタウン飯塚周辺についてです。企業誘致に関わる経緯を伺います。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

誘致の経緯につきましては、平成30年12月に策定いたしました菰田・堀池地区活性化基本方針に基づき、民間活力の積極的な活用を図るため、平成31年3月の庁議にて一部跡地の活用につきまして企業誘致に取り組むことを決定いたしました。

令和5年5月には、株式会社イズミから地方卸売市場跡地での出店を検討したいとお話があり、同年7月の企業誘致推進会議以降、同者を候補者として誘致活動に取り組んでまいりました。

その後、令和3年7月に不動産売買仮契約書を締結し、令和3年第5回定例会におきまして、地方卸売市場跡地を株式会社イズミへ譲渡する議案を提出いたしました。

議案を議決いただきました後、令和4年7月に建設工事に着工し、令和5年7月、ゆめタウン飯塚が開業いたしました。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

生活環境保全について、大規模小売店舗の届出書にはどう記述がありますか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

生活環境保全に関するところで申し上げますと、届出書には、「周辺の生活環境保持の対応策の小売業者等への周知措置」として、「店舗従業員に対し、当該事項の説明・周知を徹底するとともに継続的に定例会議等において周辺の生活環境保持の対応履行状況確認や、改善指示等を行っていくものとする。」、「周辺の生活環境保持のための監督・管理責任者」として、「支配人が監督・管理責任者を兼務することとしている。」と書かれてあります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員、

○11番（川上直喜）

5ページにも記述がありますね。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

「開店もしくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針」として、「自主管理を徹底するとともに、周辺住民等から苦情や指摘があった際には、支配人が責任を持って善処することとしている。また苦情や指摘の内容によってはその対応方法等について、必要に応じて専門家を交え、真摯に協議、実行するものとする。」と書かれております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それに対して、県知事に対する市長意見書にはどう書きましたか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

駐車場需要の充足等交通に関する事項においては、駐車場の充足について、周辺の市道に路上駐車が発生しないよう駐車面積の十分な確保を求めること。歩行者通行の利便の確保等においては、歩行者への注意喚起について、店舗利用者が横断歩道外で道路を横断しないよう、注意喚起等の対策に配慮を求めることなど、その他、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等への配慮等、その他の項目について意見書を送付しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

騒音の発生に係る事項については、どう書いていますか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

工事・運搬に際して、工事及び土砂等の運搬に際しては環境保全（騒音・振動・粉じん）に十分注意すること、特定建設作業については、特定建設作業を行う場合は、法に基づき事前に届出を行うこと、騒音等の苦情対応に関しては、開店後に、騒音等に係る苦情が発生した場合、搬出入車両の受入時間変更等、事業者は適切かつ迅速に対応することを意見として提出しております。

○議長（城丸秀高）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

廃棄物に関わる事項はどうなってますか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

特に意見はあっておりません。

○議長（城丸秀高）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

開店後、変更届が出ていますか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

変更届が出ております。

○議長（城丸秀高）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

それにはどう書いてあるんですか、生活環境問題について。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

当初のものと同じく、「開店もしくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針」として、「自主管理を徹底するとともに、周辺住民等から苦情や指摘があった際には、支配人が責任を持って善処することとしている。また苦情や指摘の内容によってはその対応方法等について、必要に応じて専門家を交え、真摯に協議、実行するものとする。」というふうに書かれております。

○議長（城丸秀高）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

それに対する市長意見の内容をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

届出変更の内容が駐車場の位置及び収容台数の変更に関するものでしたので、「工事中の騒音、振動、粉じんにご注意ください。また、今回の申請に限らず、事業活動全般における騒音等について、特段の配慮をお願いいたします。」という意見を出しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

生活環境保全に関するチェックは計画そのものが適正か、実際に計画どおりになっているか、計画どおりであっても実施において、周辺住民の生活を実際に脅かしていないか、この3つの視点が必要です。

事業者との定期的な協議がありますか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

先ほど答弁いたしましたとおり、周辺住民の生活環境に配慮がなされるよう事業者と協議を行っておりますが、定期的な協議の場は設けておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

協議の実績をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

個別の案件はちょっと今手元にございませんけれども、市へ連絡があった内容については事業者と情報共有して、対応しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

具体的に答弁してください。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 2時47分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。経済部長。

○経済部長（林 利恵）

ゆめタウンの開業前の苦情といたしましては、令和3年に2件、令和4年に5件、令和5年に2件の計9件の苦情を受けております。また、オープン後に実績が残っているものといたしましては2件の苦情対応をしております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは株式会社イズミと市との間で協議したということですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

株式会社イズミと協議して対応した件数になります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、騒音のチェックはどのようにしているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

騒音につきまして事業者がどのように確認されているか、把握しておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういう協議をするんですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

通常の騒音についての事業者の確認方法は把握しておりませんが、苦情等が入った場合には一緒に現地に向かいまして確認するなど、事業者と一緒に対応しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

荷物の搬入・搬出の車両の待機・進入作業は計画どおりかどうか、分かりますか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

届出書の計画では早朝の午前4時から午前6時に荷さばきがあるようになっておりましたが、現在は朝7時以降に荷さばきを行っており、運用内であるということを確認しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

では、7時より以前のものは違反行為ということですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

計画内であるという判断をしております。

計画では早朝午前4時から午前6時という予定でしたが、それよりも遅い、7時にやっておりますので、計画の運用内であるということを確認しています。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

7時より後にするという事に違反しているのではないかと聞いたんですよ。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

荷さばきを行う時間帯として、計画では1時間おきに何台というような計画を出しているんですけども、そのうち朝4時から6時は実際には行われておらず、それ以降に行われているので、計画内という判断をしております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

7時より前に行われているものは計画どおりではあるけれども、今決めているルールでは違反しているというふうに確認しますね。

廃棄物収集車はどうでしょうか。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時06分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。経済部長。

○経済部長（林 利恵）

計画につきましては、1時間おきの搬入の計画をきちんと立てておられて、早朝はしないように配慮されてあるということなので、ルールや計画の違反というふうには市では受け取っておりません。先ほどの点について一言申し添えます。

質問の廃棄物収集車につきましては、届出計画では廃棄物の収集は1日1回ないし2回となっておりますけれども、現在、廃棄物の収集は1日1回、日中の時間帯に行い、夜間の収集は行っておらず、計画内の運用であることを確認しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もし、4時から6時、7時までの間に動いていれば、それは配慮されたとは言えないということを確認しますね。

それから、廃棄物収集車が今言われたとおりであるかどうかについては、どのように確認していますか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

事業者のほうに聞き取りをして確認しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その実績は確認している物があるんですか、手元に。

- 議長（城丸秀高）
経済部長。
- 経済部長（林 利恵）
書面等での確認はしておりません。
- 議長（城丸秀高）
11番 川上直喜議員。
- 11番（川上直喜）
そうしたら、今の答弁には根拠がないということになりますけれど。
- 議長（城丸秀高）
経済部長。
- 経済部長（林 利恵）
事業者に聞き取りをしているものでございます。
- 議長（城丸秀高）
11番 川上直喜議員。
- 11番（川上直喜）
根拠がないということですね。
ピロティー駐車場に上って行く車両の影響はどうでしょうか。
- 議長（城丸秀高）
経済部長。
- 経済部長（林 利恵）
駐車場に上るスロープについては車両から周辺住民の方の建物が見えないように、事業者が目隠しを設置されております。
- 議長（城丸秀高）
11番 川上直喜議員。
- 11番（川上直喜）
視線のことを言っていないですね。
- 議長（城丸秀高）
経済部長。
- 経済部長（林 利恵）
目隠しの壁が騒音の予防にもなっていると考えております。
- 議長（城丸秀高）
11番 川上直喜議員。
- 11番（川上直喜）
考えているという答弁ですね。現実には分からないという答弁ですか。
- 議長（城丸秀高）
経済部長。
- 経済部長（林 利恵）
市のほうでは確認はできておりませんが、基準内でいえば騒音にはなっていないというふうに判断しております。
- 議長（城丸秀高）
11番 川上直喜議員。
- 11番（川上直喜）
根拠のない答弁を繰り返されると時間がなくなっていくます。
通勤者の車・バイクの深夜・早朝の走行の影響はどうですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

通勤者につきましては、一番早く出勤される方が警備関係の従業員の方で、午前6時で数名いらっしゃるということを聞いております。午前6時ですので騒音等には当たらないというふうに認識しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

深夜はどうですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

通勤者で深夜の方はおられないと聞いております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは確認しましょう。

ドリル音など騒音を発生させる工事はどうですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

開業後の最近では、店内の内装工事等を実施することはあるようですけれども、騒音が発生するような工事は実施していないというふうに聞いております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内装を扱うときに音がするという答弁ですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

内装の位置を変えたりするような工事といっても、騒音が出るような工事ではないというふうに伺っております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いつ聞いたんですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

令和8年6月1日に確認しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いつからいつまで、どの位置の内装工事をしたのか、図面をもらったりしたんですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

もらっておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

根拠のない答弁がずっと続いているということがよく分かります。

北側にずらりと並ぶ室外機の影響はどうですか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

店舗の北側につきましては、民家等がございますので防音壁が設置されており、近隣への影響がないような対策をされております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現場を見たことがありますか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

私はございませんが、職員が確認しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

全然役に立たないことが分かります、行かれたら。

次に、悪臭のチェック、どのようにしていますか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

経済部では悪臭の調査等を行っておりません。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ただいまの悪臭に関しましては苦情等を頂いておりませんので、調査したことがございません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

大型小売店舗設置について配慮基準の中に悪臭ってあるじゃないですか。経済部は知らないんですか、知らないということでもいいんですか、配慮基準の指針の中にあるのに。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

廃棄物につきましては分別して保管されており、生ごみは冷蔵設備のあるごみ箱を利用されていることを事業者を確認しております。また、収集におきましても計画内で運用していることを事業者を確認しており、そういったことから悪臭に対する苦情は今のところないというふうに判断しているものでございます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

産業廃棄物の保管収集時の注意事項があるはずですが、それから、室外機からの排気によって、油の臭いとか科学的な香り、ペットの臭いなどもあるのではないかと。

それから、通勤、その他関係車両の排気ガスの影響はどうか。こういうことについても事業者から聞いたら「ない」と言っているとか、そういう根拠のない事業者言いなりの答弁を飯塚市議会の議場で次々に述べられて、時間だけが経過していくと。大変困ったもんだと。

それで、誘致した立場、それから県知事に意見書を出した責任から、しっかりした対応が求められるわけです。現実に基づいて市役所が役割を果たす必要がある。

２点目は、筑穂元吉の土砂埋立てについてです。令和８年２月１１日、水曜日は休日で雨模様でしたが、早朝から大型ダンプによる土砂搬入が延々と続きました。重機３台によってどんどん積み上げられていったわけです。調べてみると、土砂は博多湾アイランドシティにおける福岡市公共工事の建設発生土でした。その後、３月中にはダンプ４８台分が全量撤去となりました。どういう事情なのか説明してください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

福岡市が発注いたしましたアイランドシティでの公共工事から発生した土砂を野見山産業に搬入されているという情報提供がございまして、福岡市に確認いたしましたところ、福岡市の受注業者が令和８年２月１１日に飯塚市筑穂元吉に土砂を搬入したとのことでございます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

福岡市は今回の反省を踏まえて、今後どのような取組を行うんですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

こちらのほうにつきましても福岡市のほうに確認させていただきまして、同様の事態が発生しないよう全市的に再発防止策につきまして検討を進めているということで、見解を頂いております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

いつ検討が終わるんでしょう。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

そこはちょっと分かりかねます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この業者は株式会社野見山産業の区域に搬入しようとしたわけですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

福岡市に確認いたしましたところ、土砂搬入された業者につきましては、搬入した時点では土砂搬入禁止区域と開発申請区域が分かれている状況を把握しておられず、土砂搬入の際にオペレーターの指示に従って土砂の荷下ろしをしたものとお聞きしております。

先ほど答弁させていただきましたけれども、筑穂元吉地内というか、その敷地内に搬入したと、オペレーターの指示の下で搬入したということを確認しております。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 3時19分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ただいまご指摘いただいております野見山産業の区域に搬入したということでございますけれども、野見山産業の区域ではございません。（発言する者あり）

○議長（城丸秀高）

川上議員、挙手して言ってください。（発言する者あり）暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時21分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

野見山産業の区域に搬入しようとしたのかどうかは分かりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この野見山産業の区域には令和4年8月5日に土砂搬入中止命令が出ているんですね。この業者は知らなかったんですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

土砂搬入時は知らなかったものと理解しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

知らなかったのはなぜですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

その件につきましては分かりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

知事命令を周知するように、福岡市が福岡県に要望したとのことです。福岡県の回答は確認していますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

そのようなことにつきましては福岡市からも福岡県からお聞きしておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

福岡県は拒否したんです。この業者がよりによってこの区域に持ち込んだのは、野見山産業が発売するチケットを持っていたから、4か月ぐらい前に購入したと事業者は証言しています。確認していますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

福岡市に確認しましたところ、チケットの購入につきましては事実確認を行っていますけれども、詳しい内容については把握していないとお聞きしております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

土砂搬入中止命令を受けているのに土砂搬入のチケットを販売して利益を得たとしたら、どういことになりますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

土砂搬入中止命令区域に土砂を搬入するためにチケットを販売している場合は、指導の対象になるものと考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

このチケットの写しを入手して確認してくれませんか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

こちらのほうも福岡市は事実確認のみしているということでございますので、本市としても写しを入手する予定はございません。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ところで、この土砂処分区域の許可期限はどうなっていますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

許可権者であります福岡県に確認したところ、令和７年１０月３１日までとお聞きしております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この会社は今からでも期限の延長、更新を申請できるんですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

このことにつきましても福岡県に確認いたしましたが、現在、土砂搬入中止命令、防災対策措置命令を発出しており、土砂の持ち出しを指導している状況でございますので、期限の延長はできないとの回答を頂いております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ここで経過の確認です。令和４年８月５日に土砂搬入中止命令と措置命令が出され、防災工事などの措置命令は令和５年６月末に履行期限を超えた。この間に隣接の用地造成工事現場から越境して土砂がうずたかく積み上げられた。令和７年１０月末には許可期限も切れた。その状況の下で、３か月後の２月１１日に野見山産業の区域に搬入し、３月には中尾建設の隣接の用地造成工事現場から４８台分の土砂を搬出した。間違いないですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

令和８年２月１１日に福岡市から持ち込まれた土砂につきましては、土砂搬入禁止区域に搬入されているものではないものと確認しております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今回、業者は土砂処分許可地に搬入するつもりで、隣接する用地造成工事現場に持ち込んでしまったということなんですね。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

繰り返しの答弁となりますけれども、福岡市に確認しましたところ、土砂搬入された業者につきましては、搬入した時点で土砂搬入禁止区域と開発申請区域が分かれている状況を把握してお

らず、土砂搬入の際にオペレーターの指示に従って土砂の荷下ろしをしたものとお聞きしております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

そうしますと、この行為は法律及び規則の手続は何もないままに行われたんですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

法律や規則の手続が必要かどうかについては分かりかねますが、福岡市からは、本来、搬入すべき場所ではなかった所に搬入されておることから、全量を撤去したということでお聞きしております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

よく分からないけれど土砂を捨てましたと。これは法律上どういう行為になるんですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

その点については分かりかねます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

不法投棄じゃないんですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

不法投棄かどうかにつきましては分かりかねます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

これから確認しますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

確認する予定はございません。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

確認してください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

この件につきましては、許可権者であります県のほうに確認させていただきます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

警察に相談しませんか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

こちらのほうにつきましても許可権者であります県に確認させていただきたいと思います。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

３点目は大将陣公園付近における産業廃棄物処理施設計画についてです。片峯前市長は３年前、この事業計画を「由々しきもの」と呼び、「後手に回らない」、「桂川町と連携する」と発言しました。

建設予定地すぐにグラウンドゴルフ場があります。飯塚市長杯の大会に武井市長は先日参加しましたか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

参加しております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

建設予定地の周辺のチェックはしたことがありますか、武井市長。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

グラウンドゴルフ場等に大会等で参りましたときには、ちょうど視野に入りますので、その状況については確認いたしております。

少し言い方が悪かったかもしれませんが、グラウンドゴルフ場に行きましたときには、その土地内には入っておりませんが、路上から見させていただいております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

武井市長が、自治会連合会穂波支部が要望した知事への申入れを拒否し続けていることは重大です。この要望書の内容を踏まえて、地域住民との懇談を行ってはどうかと思うんですよ。答弁を求めます。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

令和７年１月２０日付で飯塚市自治会連合会穂波支部長名で要望書を頂いておりますので、その要望書に記載されている内容が穂波地区の住民の方々のものであるのではないかと認識いたしております。その後、進展が今のところありません。今、懇談というような形の予定はございません。（発言する者あり）

○議長（城丸秀高）

川上議員、挙手でお願いします。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

第６は「新ごみ処理施設整備事業への本市の対応について」です。１点目は計画の見直しについてです。令和７年１１月２６日の組合議会で武井組合長が事実と異なる発言をして、今も訂正していません。どういう事情か、飯塚市として確認したことを伺います。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ふくおか県央環境広域施設組合に確認し、ご質問の点、正副組合長の協議によって決定されたものということで聞いております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今年２月９日、月曜日１８時から、飯塚市役所本庁で開催の新ごみ処理施設整備に関する事業者選定委員会には、どういう資格か分かりませんが、本市の担当課長が出席しています。その内容は公式ホームページで公表されています。市として確認しているところを伺います。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

令和８年２月９日にふくおか県央環境広域施設組合が開催いたしました第７回環境施設等の建設に係る事業者選定委員会では、前回の公募手続を中断した経緯の説明のほか、改めて公募する場合に必要な取組に関する協議が行われております。

協議案件といたしましては、「新たなごみ処理施設の建設及び運営に係る公募の見直しについて」、「計画の見直しに伴う再公募の内容（案）について」、「再公募に伴う今後のスケジュール（案）について」ということになっております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

２月９日の段階で既に見直し案が示され、スケジュールも明らかになったということですね。確認してください。

○議長（城丸秀高）

久世副市長。

○副市長（久世賢治）

この日の選定委員会は、しばらく開催されていなかったんですけれども、今回、組合長が規模を変える発言をされましたので、今までの公募は一度中止になって、新たな公募をしますと。ただ、今後のスケジュールの概要と変更していく内容等については今後決めてまいりますというふうな、今後の流れを説明された委員会になっておりまして、具体的な話は一切あっておりません。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

見直し案とスケジュール案が配付資料として配られているじゃないですか。確認してください。

○議長（城丸秀高）

久世副市長。

○副市長（久世賢治）

事務局の案のような形での配付等もありましたけれど、また公募していくような要件等を今から決めていかれるんだらうと思いますが、これでいきますよというふうな説明ではなかったというふうに私は理解しております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今のような質疑と答弁のやり取りの中で市民は騙されていくんですよ。現実にはそれが配付されているという状況です。

それで、住民説明会ですよ。ふくおか県央環境広域施設組合は「しない」と言っているのに、飯塚市、嘉麻市、桂川町の共催でできませんか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

住民説明会につきましてはふくおか県央環境広域施設組合の業務と考えておりますが、本市独自で行う説明会は今のところ検討しておりませんが、ふくおか県央環境広域施設組合で説明会を開催される際につきましては、関係市町と連携して協力してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

先ほど言った理由で、もう共催でも実施すべき時期ですよ。

令和８年６月９日、火曜日午後、ふくおか県央環境広域施設組合の事務局メンバーがそろって飯塚市役所本庁を訪ねて来ました。武井市長、何があったんですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

その事実につきましては把握しておりません。（発言する者あり）

○議長（城丸秀高）

川上議員、言うなら挙手してください。武井市長。

○市長（武井政一）

一部事務組合の執務をしている場所とは離れておりますので、適宜、各正副委員長等には、様々な情報連携を首長のおられる役場まで行って話をすることがございます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

飯塚市長に報告に来たんでしょう、何の報告を受けたんですか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

これまでも一部事務組合の新ごみ処理施設の問題についてはご答弁は差し控えさせていただきたいというふうに、いただくべきであるというお話をしておりますが、さっき申し上げましたように、事務内容について各首長を訪れて連絡するという中の一つであったというふうに記憶しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

中身を聞いています。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

今、事務方のほうから私の動静について連絡がありまして、令和8年6月9日、私は全国市長会で東京のほうに上がっておりまして。私が申しあげましたのは、一般的になかなか執務している場所と離れるので、逐次、連携を図るためにそういう事務連絡をしているということかなと思っておりましてけれども、すみません、答弁を訂正させていただきます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2点目、一般廃棄物処理基本計画についてです。816億円の新ごみ処理施設計画は年間7万7千トンの計画でした。昨年度処理実績は年間5万7千トンで前年度から横ばいです。本市の一般廃棄物処理基本計画の見直しは法に基づいて市民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければなりません。素案づくりの前に住民説明会を行い、丁寧に市民意見を聞く必要があり、これは新ごみ処理施設整備計画に関する住民説明会と並行して行うべきです。見解を伺います。

○議長（城丸秀高）

時間が終わりました。質問をやめてください。（発言する者あり）時間をちゃんと守ってくださいよ、それは。

保留した質問に答えます。（発言する者あり）もう時間も決まっていますので、ちゃんと守ってください。保留した答弁で終わります。企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

先ほど保留とさせていただきました令和2年の一律10万円を現金で給付した特別定額給付金のスケジュールにつきまして答弁させていただきます。予算成立は令和2年4月30日で、こちらは補正予算を専決させていただいております。その後、マイナンバーカードをお持ちでマイナポータルを使われる方はオンライン申請ができて、5月1日から受付を開始しております。給付の開始は5月21日から順次開始しております。もう一つ、郵送で申請される方につきましては、5月19日に申請書等を発送いたしまして、6月1日から順次振り込みを開始しているという状況です。

ですので、今回、1月26日に臨時会で議決を頂いた生活応援クーポン券事業につきましては、大体1か月程度で準備ができたとは言えるとは思いますが、先ほどの定額給付金のほうは事前に情報があって、国のやり方が大体見えてきていたので、事前に少しずつ準備をしていたという状況がございます。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時54分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。会議時間を午後6時まで延長いたします。7番 藤間隆太議員に発言を許します。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

よろしく願いいたします。ふと思ったんですけれども、あと議会は4回、30分掛ける4で2時間、こうやって皆さんに自分の話を聞いていただける時間も2時間なんだなと思うと、とてもありがたい時間に思えてまいりました。

今回はまず、「本市におけるペット同行避難の体制整備について」お伺いさせていただきます。まず大前提としまして、現在、飯塚市の指定避難所において、「ペットと一緒に避難することが可能である」この情報というのは市民向けに、ホームページですとかで広く公開はされていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

本市の避難所に関するマニュアルにつきましては、市の公式ホームページに掲載しておりますが、ペット同行避難に関する情報は、このマニュアルの中に記載されておりますので、市民の方から見れば分かりづらい広報になっているということで、改めて感じているところでございます。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

すみません、もう一度お伺いします。今、飯塚市のホームページを見ると、飯塚市民の方はペットと一緒に避難できるということが分かるように載っている、そういう情報が載っているということでしょうか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

避難所マニュアルの中には、いろいろ、ペットと一緒に来られる方への文書とか、そういったものは載せているんですけど、「ご一緒にどうぞ」というような表現はしていません。避難所マニュアルの中には、ペットに関する情報は載せてはいます。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

少し私の認識と違っているので、もう少しお伺いします。どういった情報が書いてありますか。すなわち、私の質問というのは、ペットと一緒に避難できるかどうかという観点でいうと、福岡県とかのホームページでは、まだ一緒にできないみたいな情報が書いてあったりしまして、これは飯塚市のホームページでは、ペットと一緒に避難できますよというふうなことが市民に分かる形で書いてあるんですか。「はい」か「いいえ」で聞いてみたいです。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

ホームページの中にマニュアルがあり、マニュアルを開けていけば、ペットの飼育についてという形で、避難所での共同生活のこととか書いてあるんですけど、まず、ホームページの避難所だけ見ると「ペットとご一緒にどうぞ」とか、そういった表現のものはございませんので、私としては分かりづらい表現だったかなというふうには思っております。

○議長（城丸秀高）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

そうしますと、飯塚市に関しては、ペットと一緒に避難できますよという、そういう公式なアナウンスをされていらっしゃるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

先ほどから申し上げておりますが、積極的に「ペットと一緒にどうぞ」というような表現は使っておりませんので、非常に分かりづらかったということは感じております。

○議長（城丸秀高）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

私のお伺いの中では、飯塚市の避難所運営マニュアルがございまして、そのマニュアルの中で、ペット登録台帳であったり、飼い主の方へのお願いであったり、内部的にはしっかり決めていらっしゃるというふうに理解しております。

一方で、市民に対して、有事の際にはペットと避難できますよというのを、ホームページにも書いてないというふうに理解しておりますし、今おっしゃった、積極的に書いてないというのは、どういう意味でしょうか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

表立って、「ペットとご一緒に避難所にどうぞ」とまでは書いておりませんので、議員が言われているとおりだと思います。

○議長（城丸秀高）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

最初の質問に戻りますが、改めて飯塚市の指定避難所において、ペットと避難が可能であることを市民向けに広く伝えていない、現状はそうであるということではよろしいですか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

市民向けに広く公開はしていないということでは、議員の言われるとおりだと思います。

○議長（城丸秀高）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

次に、現在、飯塚市の指定避難所においては、市民に対してそのように公開していないとて、内部では基準を持っていらっしゃるとう理解しておりまして、現在のペット同行避難に関するルールや運用基準について、教えてください。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

本市の避難所マニュアルにおきまして、ペットと同行避難される方に対しましては、飼い主の方へのお願いやペット登録台帳を定めております。

指定避難所におけるペット同行避難につきましては、避難者の居住スペースとは区分して管理

することを基本としております。

避難所ごとの施設状況や災害の状況を踏まえ、施設の軒下やピロティをペットの飼育場所として受入れを行っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

飯塚市のホームページを見ておりますが、どこにも「ペット」という記載は見当たらないように思いまして、先ほど、分かりにくいところですが書いてありますとおっしゃっていましたが、どこに、どういうふうに書いていらっしゃるんですか。あるいは、勘違いでいらっしゃるんですか。少し事前に聞いている話と違うもので、お願いします。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 4 時 0 2 分 休憩

午後 4 時 0 4 分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。総務部長。

○総務部長（日高政徳）

大変申し訳ございませんでした。「ペットと一緒に」という形の表現がございませんので、非常に分かりづらいホームページになっていたかと思っておりますので、そちらについては大変申し訳なかったというふうに思っております。今後、記載内容を考えていきたいと思っております。

○議長（城丸秀高）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

こういう前提で話す予定は全くなかったんですけど、飯塚市のホームページの避難所マニュアルという、すごく細かいマニュアルの中にペット同行の場合はこの紙に記載していただく、みたいな形で書いてありますと。そうすると、ペットと避難できますよみたいな文言はなくて、これを見ると、もしかしたら、ペット避難を前提にしているんじゃないかと推測できるみたいな話で、これは1個目の質問なんですけど、「飯塚市の指定避難所において、ペットと一緒に避難することが可能であるという情報は、市民向けに公開されていないという理解でよろしいでしょうか」に対しても、「そのとおりです」だと思うんですけど、いかがですか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

今、議員が言われるように、そのとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

では、質問に移っていきますが、現在もそのマニュアルについては、一定の定めがあるということを理解しております。その上で、避難された方の居住スペースと区分して受け入れていく、そういった運用をされていらっしゃるかと思います。

一方で、市民の側からすると「ペットを連れて避難していいのか」、「どの避難所で受入れて

もらえるのか」、「連れて行った結果、断られるのではないか」という点が事前に分かなければ、実際の避難行動にはつながりにくいと考えております。

近年、ペットは単なる動物ではなく、家族の一員として暮らしていらっしゃる家庭もございます。そうしますと、危険が迫っている中で、自宅にペットを残して避難することに強い抵抗を感じる方も少なくありません。その結果、避難所で受け入れてもらえるか分からないから避難しない、周囲に迷惑をかけるかもしれないから自宅に残る、そういった判断になってくるところは、ペットの問題ではなくて、市民、人の命を守る、防災上の課題になっているのではないかと思います。

その上で、ペット同行避難の可否やルールが事前に分からないことが飼い主の避難控えにつながり得るという点について、どのように市は認識しておりますか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

ペットを家族の一員とする飼い主の意識は強く、そのまま残して避難することはできないという避難を判断する上で大きな要素になるものと認識しております。飼い主の方が避難をためらうことは、ペットの保護という観点だけではなく、飼い主である市民の命を守る防災上の課題として捉える必要があると考えております。

他の避難者への配慮を両立させるには、飼い主の責任としての準備と避難所全体の衛生管理や安全確保が重要であると認識しております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

おっしゃることを確認させていただきますが、今ご答弁いただいたのは、ペット避難に関する情報が市民向けにしっかり公開されていないことで、飼い主である市民の命を守る防災上の課題が生じている可能性があるという話をされたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

そのとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

この避難控えが防災上の課題であるという認識を確認できたのは非常に重要なことだと思っております。このペット同行避難に関しては、実はペットだけの問題ではなくて、この飼い主の人命の問題もあれば、当然、動物なので、好きな人もいれば嫌いな人もいますし、アレルギーの方もいらっしゃいます。

例えば、最近ご相談いただいた方には場面緘黙とか持っていていらっしゃったり、パニック症だったりして、動物と一緒にいるところでは避難しづらい、しかもしゃべれないから動物が怖いことも伝えられない、そういったお声もあって、動物を愛している人と動物が苦手な人、嫌いな人、体質上無理な人、こういう方々のバランスを考えた上で、飯塚市民の一人一人の安全を守っていく、そういうルールづくりが大事だと思っております。

その上で、このペット同行避難に関しては、単に連れてきていいという話だけでは十分ではないと思っております。避難者の生活空間とペットの待機場所、これはもう分ける設定で既に考えていらっしゃると思うのですが、できれば動線が重ならないように、違う場所で待機するとして

も、入り口が一緒だったりすると、動物アレルギーのある方が一緒の道になってしまったりですとか、そういったところも管理が必要ですし、鳴き声、臭い、排せつ物の処理、ケージ管理、あるいはかみついたりといった事故等のトラブルも具体的に想定しておく必要があると思っております。ペットを飼う人も飼わない人も、相互が安心して避難所で過ごせるように事前に設計することが、現実的で持続可能な避難所運営につながると思っております。

市としては、こうした生活空間、待機場所、動線の分離区分、こういった具体的な運用というのは想定しているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

今、質問議員が言われますように、ペット同行避難につきましては、ペットを飼っている方への配慮だけではなく、ペットを飼っていない方への配慮が不可欠であるというふうな認識はしております。そのため、避難所においてペットを受け入れる場合には、避難者が生活する居住スペースとペットの待機場所を区分することを基本といたしております。

指定避難所となる施設は、それぞれ建物の構造や利用可能なスペースが異なります。また、災害の種類、避難者数によっても使用できる場所が変わるため、全ての避難所で一律の運営を行うことは難しい面がございます。

市といたしましては、排せつ物の処理、ケージ管理などにつきましては、飼い主の責任において対応していただくことを基本とし、ペットを飼う方、飼わない方の双方が安心して避難できるよう、具体的な運用の整理と周知に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

今おっしゃっていただいたところをもう少し整理させていただきますと、現在においても、避難所の運営マニュアルで様々な整理をされていらっしゃる。その上で、今おっしゃっていただいたのは、避難所ごとに特性が違うという形で一律のルールというよりは、各避難所でルールをきちんと考えていかなければいけないという話があったのと、もう一点がその周知、すなわち、やはり市民向けに情報発信していくことが必要だと、そういったお答えを頂いたと理解しておりますが、認識に相違はないでしょうか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

そのとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

7 番 藤間隆太議員。

○7 番（藤間隆太）

施設ごとに構造や使えるスペースが違いますので、やはり一律の運用は現実的に難しいと思っております。ほかの市の事例を見ますと、東京都内とかであれば、ほとんどが小型犬とか室内飼いの猫だったりするので、どこもオーケーにされているケースがありますがけれども、もう少し地方都市の場合、大型犬を飼っていらっしゃる方が増えるので、そうすると、ペット同行避難に関しては、大規模な体育館で、ここに来てくださいねですとか、そういった運用をしているところもあると思っております。今おっしゃっていただいた、施設ごとに特性がございますので、大きな犬を飼っていらっしゃる方はこちらにお願いしますみたいな、ここでしか受入れないよりは、できる限りここにお願いしますみたいな、そういうアナウンスは大事なかなと思っております。

その上で、やはり事前に具体的なルールが決まっていないと、避難所運営に当たる職員ですとか、地域の方に大きな負担になってしまいます。そういった中で、飼い主に関してもケージ、リード、餌、水、トイレ用品、常備薬、ワクチン接種の確認書など、平時から用意してもらうものを明確にしておく上で、避難所側でも、こちらの避難所に関しては規模が大きいので、できる限り受入れていこうと。逆に小さい規模のところに関しては、現場判断といいますか、人が多く来たときに、大型犬が来た場合は、現場の判断で断ることはあるかもしれないですとか、やはり一定のガイドラインがないと、現場の方がつらいと思っております。

災害に関しては、いかに事前に準備しておくかというのが平時の重要な観点だと思っております。その上で、ペットを飼っている方が安心して避難でき、同時にペットを飼っていない方も安心して過ごせる体制づくりに関して、ペット同行避難が可能な避難所の明示、飼い主側の準備事項、避難所側の受入れ手順、市民への周知について、今後、市として整備を進める考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

ペットを飼っている方の避難控えを防ぐ観点からも、ペット同行避難は重要な課題であると考えております。

一方で、避難所には動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方なども避難されることから、相互に配慮した運用が必要でございます。飼い主の方には、ケージ、ワクチン接種など、平時から準備していただく必要があり、避難所側においても、受付時の確認事項、待機場所への案内、衛生管理、トラブル時の対応など、受入れ手順の整理が必要であると考えております。

今後、避難所運営担当課と連携しながら、ペット同行避難に関するルールの整備、市民への分かりやすい周知等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今、最後に周知と言っていっちゃったのは重要な観点かと思っております。周知、言葉の意味のとおり、広く広めるという形でございます。現状のように、ホームページを深く掘っていくと、ペット同行の場合はこの書類を書いてもらうみたいな一文があるだけではなくて、飼い主の皆様ですとか、避難所の方に対して、こういうふうにやっていこうというのを明示するのは大事なかなと思っております。

それでは、このペット同行避難、あるいはペット関係、ほかの議員の方からも要望があられたり、市民の方からも多々聞く問題だと思っております。そうすると、いつするんでしょうか。具体的に期限を区切ってくださいとは全く申しませんけれども、やはり、今まで様々な方の要望もございますし、我々もあと1年たてばこのメンバーも変わってしまいますので、ぜひ、いつまでに約束とは全く申しませんけれども、年度内というか、議会のメンバーが変わるまでのタイミングにはつくっていただきたいなと個人的には思っております。

改めて、この問題に関しては、ペットを飼っている方だけの問題ではございませんで、避難をためらってしまう市民を減らす、災害のときに一人でも多くの命を守るための施策でございます。同時に、ペットを飼っていない方、動物が苦手な方、アレルギーをお持ちの方が安心して暮らしていった、避難所で過ごしていただく環境を整えるために不可欠でございます。

そのため、ペット同行避難は可能ですという一般的な周知に加えて、どの避難所で、どういう条件で、何を準備するというのを具体的に示していくことが、ペットを飼っている方、飼っていない方双方に対しても重要なことだと思っております。

防災訓練や地域の説明の中でも、しっかりとペット同行避難の受付方法や待機場所の確認などを取り入れていく必要がありまして、そうすることで、災害時の混乱を減らすことができると考えております。ペットを飼っている方も飼っていない方も、双方が安心してできる避難所運営となるよう、実効的なルールづくり、内部のルールづくり、それと市民の方への周知をぜひ、進めていただきたいと要望させていただいて、この質問を終わらせていただきます。

次の質問でございますが、「ふるさと納税を活用した市内事業者の成長支援と地域振興について」お伺いさせていただきます。

まず、飯塚市のふるさと納税は何が売れているか、皆様ざっくりとはイメージがあると思うんです。ハンバーグとコーヒーが強いと。ここはイメージがあるかと思うんですけれども。では、もう少し具体的なところを考えたときに、各商品の売上げというのは全く公開されていないんですけれども、一般的にレビューが多い商品というのが大体よく出ている商品なので、このレビューが多い順に見てみると、ハンバーグ、明太子、コーヒー、ハンバーグ、ナッツ、カキ、これはオイスターの方ですね、水炊き、ナッツ、ハンバーグ、水炊き、この10商品になっているんです。

ここで注目する点が2つあると思っていまして、この上位の商品を見たときに、主な材料として、飯塚市内の名物だなというものがあり見当たらないと思うんです。もう1つなんですけれども、この10商品、実は、うち7個が同じ会社なんです。これは、7個が同じ会社だというのはよくないという話ではなくて、むしろ飯塚市内に全国で選ばれる事業者があつて、大きく貢献していただいているという意味で、大変ありがたいと思っております。

一方で、この結果から見えてくるのが、ふるさと納税という市場の中では、単に地域産品を登録するだけでは十分ではないということになります。寄附される方に選んでいただくには、内容量、価格、写真、商品説明、レビュー、配送体制、そういったことが総合的に必要になってまいりまして、特に、小規模な事業者が単独で、全国で戦うことが非常に難しいという状況になっております。大手の加工食品や食品メーカーと連携して、委託生産して、安定的な品質と量を確保したりですとか、地域資源をそのまま出すというよりは、全国で戦える商品を作っていくという観点が必要だと考えております。

少し前置きが長くなりましたが、質問に入ってまいります。飯塚市のふるさと納税についての基本的な認識をまずはお尋ねいたします。このふるさと納税というのは、自主財源の確保にとどまらず、市内事業者の販路拡大、商品開発、地域資源の発信にもつながる重要な政策だと考えておりますが、市としてはどのような認識でしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

質問議員がおっしゃるとおり、ふるさと納税制度につきましては、自主財源の確保という役割を有しているものと認識しております。それと併せまして、本市の魅力や地域資源を広く発信するとともに、返礼品を提供する市内事業者の販路拡大や売上げ向上、新たな商品開発など、事業者の成長につながる側面も有しておりまして、地域経済の活性化にも寄与しているものと考えております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

現在の飯塚市のふるさと納税は、ハンバーグを中心とした加工食品が大きな成果を上げておりまして、市の寄附額を支える重要な柱になっていると認識しております。これは先ほど申し上げたとおり全国で選ばれる事業者がいるということは大変ありがたいことだと思っております。

一方で、政策を行政サイドとして考えたときには、特定の商品や事業者に寄附が集中している構造が続くと、やはり、将来的なリスクも考えていかねばなりません。そうしますと、今いる事業者の方はこれまで以上に伸ばしていただくと同時に、第2の柱、第3の柱となるような返礼品や事業者を育てていくことが重要だと考えております。

次のヒット商品を生み出すための商品開発、販路拡大、事業者の発掘について、市としてはどういった戦略ですとか、お考えを持っていられっしゃいますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

ふるさと納税の返礼品につきましては、地域経済の活性化及び地場産業の振興の観点から、より多くの市内事業者に参加いただき、魅力ある返礼品を創出していくことが重要であると考えております。

ふるさと納税返礼品としてまだ取り扱われていない既存の地場産品といったものも数多くあるものと認識しております。地元経済の活性化、地場産品の掘り起こしについて、新規事業者には個別説明による制度説明を行い、既に返礼品を登録していただいている事業者には、事業者説明会を実施いたしております。また、経済部との連携をより一層強め、魅力ある返礼品を増やしていきたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

増やしていく戦略というのに関して、今、制度説明をしたり、事業者説明を実施されているということで、それ自体はぜひ今後も継続して、熱を入れてやっていただきたいと思いつつも、その制度説明自体はどこの自治体もしますというか、逆にやっていない自治体は多分なかなか、なかろうと思うところではございます。そうすると、ここから質問に入ってくるところであるんですけども、様々な競争がある中で、やはり、制度説明していますに加えて、いろいろなことをしていかなければいけないと思っております。

そういった中で、売れている返礼品を拝見しますと、2つ方向性があるかなと思っております。1つは、夕張メロンとか、魚沼産コシヒカリとか、松阪牛みたいな、もうブランドといえこれみたいな、そういったところもありつつ、それとは別に大規模生産されていらっしゃるによって、日用品、ティッシュ、水とか、すごく安く買えるなど。そういうような大規模生産でコスパがいいものとブランド化されているもの、この2つが強くなっていると思っております。

そういう観点からしますと、地場産品の開発や販路開拓、ふるさと納税を活用した事業者支援に関して、ほかの市の取組として参考にされたいらっしゃる事例はございますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

田川市の例でございますが、田川市では、市内に事業所を新設、増設または移転し、ふるさと納税返礼品を提供する事業者に対しまして、ふるさと納税額に応じた奨励金を交付する制度がございます。これは返礼品開発や事業者支援の在り方を検討する上で参考になる例だと考えております。

しかしながら、ふるさと納税返礼品に係る調達費用は寄附額の5割以下とする基準がございまして、返礼品等の調達費用には返礼品の仕入れ代金だけでなく、返礼品に関連して事業者へ支払う付随的な経費も含まれることが一般的でございますので、経費と認定されるものと考えております。そのため、この田川市の例につきましては、既に経費率の上限近くに達している本市では、

寄附額における経費基準や返礼品の調達割合の関係を慎重に整理して検討する必要があると考えているところでございます。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

経費率の観点では、そのまま導入することが難しいという点は理解しております。同じ制度を導入するというよりは、ふるさと納税を活用して市内事業者を育てていくという発想が重要かなと思っております。

その上で、やはりマーケティングというのがどうしても必要になってくるだろうと思っております。ふるさと納税のサイト、皆様もふるさと納税をされている方がいらっしゃると思うんですけども、すごい数の商品が並んでいますので、それからどう選ばれるか、このサイト上の競争にどう勝つかというのが大変大事といいますが、それがなければ選べない形になる中で、商品の魅力を伝えたり、どういった層に訴求するか、どうすれば寄附者の目に留まるのか、こういった専門的な支援を行うことは、ふるさと納税の増加だけでなく、市内の事業者の売上げ向上とか、商品力の強化にもつながると考えているところでございますが、市としては事業者に対して専門的なマーケティング支援を行うお考えがあるか、お伺いできればと思います。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

ECサイトと言われる、いわゆるインターネット上の取引サイトやふるさと納税ポータルサイトにおいて、商品の魅力をどのように伝えるか、どの層に向けて発信するか、寄附者の目に留まる仕組みをどうつくるかといったプロモーション業務につきましては、ふるさと応援寄附事業に係る事務の一括代行業務を依頼しております中間事業者に支援していただくこととしております。

具体的には、ポータルサイトの見せ方として写真構成やタイトルの工夫、検索ワードの最適化、商品説明などの支援やデータ分析をしてもらっております。

今後も、返礼品事業者と中間事業者とともに連携し、情報発信や販売促進活動、選ばれる返礼品づくりを継続して後押ししてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

おっしゃるご支援というのは大事ですし、今後も必要だと思っております。今お答えいただいた内容を確認しますと、いわゆる中間事業者、支援会社といいますが、そういったところをご支援していただけるということなんですけども、その会社は、様々な自治体に営業に行かれて、様々なサービスを提供されていますので、そういった支援があっても、ほかの市でも同じことをされていらっしゃるのでもそこではなかなか差が付きづらい。

ふるさと納税に関してお話をまとめさせていただきますと、事業者説明をされていらっしゃる。でもそこはほかの自治体もされていらっしゃる。中間事業者のご支援もある。ただ、その中間事業者は、ほかの自治体にもご支援されているので、やはり競争に勝つという観点から、今後一歩踏み出して行く必要があるんじゃないかと思っております。

ちょうど言ったらおかしいですけども、飯塚市のふるさと納税が100億円を超えて注目された。これは令和6年か5年か、すぐに出てこないんですけども。ただ、その後、飯塚市は納税額が下がっていく。

一方で、全国規模で見ると増えていっているという中で、実績としてはいまだにすばらしいと思っておりますが、少し足踏みしている状況ですので改めて、事業者の掘り起こしですとか、事

業の支援をしていかなければいけないかなと思っております。

その上で、今、飯塚市を見ていて素晴らしい商品が多いなと思います。さっき、田川市のケースをおっしゃっていただきましたけれども、やはり、田川市と飯塚市を比べると、飯塚市のほうが品数も多いですし、商品を見ていると、やはり工夫しているなというのが分かります。

一方で、ふるさと納税でサービスを出せたりします。この体験型の返礼品というのが少し少ないかなと思うところでございまして、食品や日用品とか、物の返礼品が売上げとしては全国で大部分を占めておりますが、このサービス型というのは売れた場合、飯塚市に来ていただけるということで、飯塚市の魅力の発展という意味では、このサービスが売れるというのは、来ていただいて、飯塚市の飲食店で食べていただいたり、遊んでいただいたり、いわゆる、非常にレバレッジが効くような商品だなと思っております。

例えば、ほかの自治体を見ても、一日市長体験、これは買った人がメディアに取り上げられたりですとか、市のPRにもなりますし、まち歩き、文化体験、食の体験、スポーツや観光資源を活用した体験型返礼品、こういった話題性や来訪につながる「コト消費」というのを充実させると、飯塚市の知名度向上や観光振興につながっていくと考えております。

市として、体験型の返礼品やサービス型返礼品を充実させていこうという考えがあるか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

飯塚市としましては、ふるさと納税を単なる寄附制度ではなく、本市の魅力を全国に発信するシティプロモーションの機会としても捉えております。そのため、地域の観光資源や地域ならではの体験やサービスを提供する体験型返礼品の充実、本市への関心や来訪意欲の向上につながる有効な手法の一つであり、質問議員のおっしゃるとおりだと考えております。

観光施設の利用、食や文化に触れる体験など、来訪につながるサービス型返礼品について、制度上の要件、返礼割合、受入体制、費用対効果を整理しながら関係部署や関係事業者と連携して、本市の特色を生かした魅力ある返礼品の創出について、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

体験型の返礼品については、寄附額だけを見ると食品のように大量に出たりはしないかと思いますが、とはいえ、やはり飯塚に来ていただいて、飯塚のものを色々触れていただく機会でございますので、ぜひ、様々なサービスをされていらっしゃる方に対して、飯塚市からもご提案できたら素敵だなと思っております。

やはり、飯塚市に来ていただくことで、飯塚市の文化や人に触れていただいて、そういった中でまた飯塚の別の商品を知っていただく機会になるので、ぜひ、この地域資源を生かした「コト消費」、体験型返礼品もぜひ発掘していただければと思っております。

その上で、ここから先は、最後に意見となります。ふるさと納税の支援というと、やはりメジャーなのは説明会を開いて事業者のサポートをしてもらったり、動画を撮ったり、そういったところをどこの自治体もされていらっしゃるんですけども、本当に必要なものは何だろうと考えたときに、商品のマーケティングとか開発とか、あるいは飯塚の会社さんが持っていらっしゃる商品をどのような見せ方をすれば全国の人に届けられるかという、マーケティングとか、商品のエキスパートが飯塚市役所の中に必要なんだろうと思っております。

先ほど申し上げたように、それはもうどこの自治体も大体同じことをやります。様々な業者が

売込みに来る中で、一番いいところ選ばれていると思うんですけども、そうすると、結局差がつくというのは、市役所の中にどれだけ情熱を持って、飯塚の商品をより広げていこうという人材がいるかどうかというのが結局、最後はそこになってくると思っております。

その観点からいうと、エキスパートというのは最初から存在するものではございませんので、やはり育てていかないといけない。こういうエキスパートが育つ条件は、私は2つあると思っております、1つは、その人に関して好奇心を持ってこれをしっかりやっていこうというその内なるもの。これが1つ目なんですけど、それと同時に、こういうエキスパートって、仕事上に裁量といいますか、日々様々なお仕事に追われていらっしゃる中で、いろいろな事例を見たときに、この市でこんな特産品があったりとか、こんな制度があったりという時に行ってみようみたいな、仕事の中で自由に好奇心に基づいて出張に行ったり、ヒアリングできたりとか、そういう好奇心を生かしてあげるような環境をつくってあげることで、飯塚の事業者が市役所にふるさと納税のご相談したときに、様々な引き出しがあって、例えば、「御社、この商品を出そうとしていますけれども、ホームページで調べたらこっちの商品を出されていて、こっちが最近はやっているんですね」じゃないですけども、そういう提案ができるような人材というのをぜひ、育ててあげてほしいなと思いますし、そちらのほうの仕事も楽しいんじゃないかと思っております。

飯塚市役所は人材のレベルがかなり高いと個人的に思っております、そういう素養がある方に裁量権を持って仕事をしてもらって、エキスパートになっていただく。最後は人の勝負になるんじゃないかと個人的には思っております。当然、市役所というのは従来の伝統的な役割であれば、マーケティングとか商品開発とか、そういう機能を持つような組織ではないと思っておりますが、ただ、やはり行政も自分で稼いだり、事業者を支援したり、そういう役割が求められる時代にはなっておりますので、ぜひ、このマーケティングのプロ、地域の商品を理解して、それを全国に出していくような情熱と知識を持った方をぜひ、育てていただきたいなと思っております。この意見をもって質問を終わらせていただきます。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 4時36分 休憩

午後 4時45分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。23番 兼本芳雄議員に発言を許します。23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

本日、最後の質問になります。3年ぶりですので、優しいご答弁よろしく願いいたします。それでは通告に従いまして、順次、質問を行ってまいります。

先般の3月定例会におきまして、市長が令和8年度施政方針で述べられました、ふるさと納税5年連続県内1位や4年連続の人口の社会増など、これまでの前向きな成果については大変喜ばしく、職員の皆様のご尽力に対し深く敬意を表します。

しかしその一方で、本市は令和13年度に財政調整基金が枯渇するおそれがあるという非常に厳しい将来予測も抱えております。この危機を乗り越えるための構造改革や新たな自主財源を創出する具体策が、今回の施政方針からいま一步見えづらかったというのが私の率直な印象であります。

改革が遅れば、そのしわ寄せは市民の日常生活へと向かってまいります。実際、道路や河川の環境維持、地域コミュニティーへの予算縮小など、身近な予算の動向に対し地域からは戸惑い

と不安の声が届いております。

さらに、地域の安全の要である街灯の維持をめぐっては、隣組減少に伴う苛酷な負担激化から、自治会組織そのものが根底から崩壊しかねないという強い危機感を地域は抱いています。これだけ実績が好調なのであれば、もっと市民の生活や地域社会の維持に還元されてもよいはずではないかと市民の皆様が感じていらっしゃる現状を踏まえ、ふるさと納税に対する執行部の基本的な認識と今後の見通しについて、お尋ねいたします。

まず、財政調整基金の枯渇を見据えたミクロ経済政策の必要性について、お尋ねいたします。歳出削減以外の歳入を増やすためのミクロな経済・人口政策について、現在、市としてどのような問題意識を持っているのか、お伺いいたします。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

本市の財政は人口減少に伴う税収の伸び悩みや社会保障費の増加等により、基金の取崩しに頼らざるを得ない厳しい状況にあります。この状況を乗り越え、将来にわたって安定した行政サービスを提供し続けるためには、経費を抑える努力と同時にまちの経済力を高め、結果として税収などの収入を増やすということが必要であると考えております。

現在、飯塚市では第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、「地域を元気にする仕事づくり」として、「地場企業の育成」や「企業立地の促進及び創業の支援」を掲げ、「雇用機会の拡大」や「事業展開の支援」、「創業・新産業創出の支援」、「新規就農者の支援」などに取り組んでおり、これらの取組を推進することは飯塚市の魅力向上に寄与するだけでなく、住む場所として選んでいただき、住み続けていただくことで人口減少の克服につながり、税収などの収入確保のための一助になるものと考えております。

今後は人口減少や厳しい財政状況という現実を見据え、福岡県における飯塚市という広域的な視点も持ちながら、本市の強みを最大限に生かし、未来の飯塚市を支える経済基盤の構築に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

大変恐縮ながら、私の質問に対する具体的なお答えがいま一步見えづらかったかなというのが率直な印象であります。私が伺ったのは、財政調整基金の枯渇という本市の厳しい将来予測に対し、歳出削減というマイナスの手法以外で本市がどうやって自前で稼ぎ、歳入を増やすのかという具体的なミクロの経済・人口政策でございます。

総合戦略にある大切な基本方針はよく分かりましたが、これはマクロ経済対策だと思います。この危機を乗り越えるための飯塚市ならではの具体的な稼ぐ知恵については、現時点では明確な施策がないということでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

自主財源を確保する、増加させる策ということだと思いますが、本市のような基礎自治体で収入を増やすには、税収の増、保有財産である基金の運用または不要土地の処分、そして、ふるさと応援寄附金の活用可能額の増加が考えられます。

税収増に関しましては、これまでも中長期の視点で取り組んでおりますように、工業団地の造成や企業誘致、公共サービスの充実を含む各種移住・定住施策など、民間投資や地域経済の活性化、そして、納税義務者の確保、維持に取り組んでいるところです。その効果が出現するまで、

中長期的な視点で継続的に取り組まざるを得ないと考えております。

財産の運用及び処分に関しましては、短期的な収入確保策として有効なものと考えております。しかしながら、基金の運用は元本が縮小すれば運用収入も減少し、市場の動向によっては増減いたしますことから、安定的な収入にはつながりにくく、また、不要財産の処分は一時的なものであると同時に、継続性が期待しにくいものでございます。

ふるさと応援寄附金に関しましては、人気の返礼品が出現するなどした場合は比較的短期で成果が得られます。これまで多くの経費をかけ、ふるさと応援寄附金を頂いてまいりましたが、制度改正等により総額は目減りしたものの、本市が活用できる額につきましては多少減少傾向にはございますが、一定程度の規模を保っている状況でございます。

このように、今後も制度改正等に左右される要素があり、安定的な財源とはなりにくい状況ではございますが、自主財源の確保に直結するほか、本市の魅力や地域資源を広く発信するとともに、返礼品を提供する市内事業者の販路拡大や売上げ向上、新たな商品開発など事業者の成長につながる側面もあり、地域経済の活性化、税収の増にもつながるものと考えております。当該制度が存続する限りは、そのルール内でできる限り多くのふるさと応援寄附金を頂けるよう取組を継続してまいりたいと考えております。このように、短期的な効果を得ながら、中長期的な効果を得ることができるよう取り組んでいるというところでございます。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

丁寧な解説ありがとうございます。市有地の処分とふるさと納税が短期的な経済対策だと答弁されたわけですね。資産の切り売りと神頼みが本市のミクロ経済政策だと、私は認識してしまいました。しかし、今、企画政策室長が申されましたように、市有地の処分は一度売れば終わりの一時的な資産の切り売りであり、恒久的な対策にはならないと述べられ、ふるさと納税も人気の返礼品が出現するなどした場合はいいけど、安定的な財源にならないと認められているとおり、市の主体的な経済施策とは到底呼べないと思います。

つまり、本市には財政調整基金の枯渇前に稼ぎ出す、短期的なミクロ経済施策など存在しないことが、この答弁でよく分かりました。

次の質問に移ります。ふるさと納税の歳入の不確実性を克服する戦略的な基金の運用についてお尋ねします。ふるさと納税について確認しますが、総務省の経費5割ルール of 厳格化に伴って、本市の寄附総額は、一昨年の約105億円から、直近は約66億円規模へと下がっていますが、一般会計へ繰り入れされる実質的な純手取り額で見ると、どちらの年度も約30億円前後でほとんど変わっていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

ふるさと応援寄附金から経費を差し引いた活用可能額につきましては、令和5年度及び令和6年度の双方において、おおむね30億円規模で推移しているという、質問議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

では、基金の状況表を見ると、ふるさと応援基金の残高は令和6年度末で約50億円、そして、令和8年度末の見込みでもなお、約27億5千万円という巨額の残高が残る計画になっています。これだけのぜいたくな資金が翌年度以降に引き継がれる見込みであることは間違いありませんか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

質問議員がおっしゃるとおり、基金状況表では、ふるさと応援基金の残高につきましては令和6年度末で約50億円、令和8年度末見込みで約27億5千万円という規模の残高が見込まれております。

少し説明させていただきますと、本市では、頂いたふるさと応援寄附金は全て基金に一旦積み立てた上で、当該年度の寄附受入れに必要な経費を当該年度中に取り崩すことといたしておりますので、年度末の基金残高は寄附者の皆様が選択された応援メニューに沿った翌年度以降の事業に対して基金を取り崩し、繰り入れて活用する運用といたしております。

そのため、令和7年度末の基金残高見込み約41億7千万円は令和8年度以降の対象事業等に活用させていただくこととし、令和8年度末見込みの約27億5千万円につきましても、令和9年度以降の対象事業等に活用させていただくことを予定いたしております。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

丁寧な運用の解説、ありがとうございます。ところで、この基金から一般会計に繰り入れられた巨額の資金は具体的に何の事業に使われているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

直近の年度で申し上げますと、令和6年度に頂きました寄附金は令和7年度事業に活用させていただいております。まだ決算額が確定しておりませんので、令和7年度の予算で想定しておりました主な活用予定事業について、寄附金の応援メニューの種類ごとに答弁させていただきます。

「教育・文化・スポーツの充実」のメニューでは、教職員用の情報機器更新事業や小中学校外国語教育推進事業等に活用予定としております。

「健幸・子育ての充実」のメニューでは、多子世帯保育料支援事業や市立病院小児科休日・夜間診療事業、ヘルスケアプロジェクト事業等に活用予定としております。

それから、「まちづくりの推進」のメニューでは、まちづくり協議会活動推進事業や行政協力員等謝礼金などを含む事業等に活用予定としております。

「地域経済の活性化」のメニューでは、工業用水道津原導水管更新事業や企業立地促進補助事業等に活用する予定でございます。

「生活環境・自然環境の整備」のメニューでは、県道新飯塚潤野線整備事業、バス路線維持や市運営の地域公共交通運行事業等に活用する予定でございます。

それから、「市長におまかせ」のメニューでは、小中学校間ネットワーク再構築事業や津原導水管更新などを含む久保白ダム土地改良事業等に活用予定といたしております。

なお、令和5年度以前の活用状況につきましては、市ホームページで公表しておりまして、今後も寄附者や市民の皆様に分かりやすい公表に努めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

それらの事業はこのふるさと納税という財源がなければ、事業そのものが継続できない仕組みになっているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

ふるさと応援寄附金を活用している事業は、ふるさと応援寄附金が活用できなくても継続、あるいは実施すべき事業もあるものと認識しております。もし、ふるさと応援寄附金がなければ、そのような事業につきましては、全体の財源により必要性や優先度を踏まえて、財源配分の規模を見直すことになると想定いたしております。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

つまり、一般財源全体で配分し直すから大丈夫ということですかね。となると、先ほど言われました財政調整基金が枯渇するほど一般財源が逼迫していると、厳しい予測を先ほど述べられたんですよ。そうすると、今の答弁と完全に矛盾してしまうように感じてしまいます。結局は、ふるさと納税がなければできない事業であるというふうに、私は理解させていただきます。

次に、基金の運用構造と残高変動の要因について伺いますが、本市では、ふるさと応援基金から一般会計へ多額の財源を繰り入れて事業を実施しています。その結果、年度末に一般会計で余剰金が生じた場合、その余剰金はふるさと応援基金に戻されるのではなく、決算余剰金として処理され、最終的に財政調整基金へ積み立てられる仕組みとなっております。

その点を踏まえて伺いしますが、財政調整基金の残高が令和6年度末の約73億1千万円から令和7年度末見込みでは約74億5千万円と、1億4千万円増加しています。その理由はまさに、このふるさと応援寄附金を活用した一般会計予算編成の結果、浮いた余剰金が財政調整基金へと流れていることによるもの、言わば、寄附金の効果が財政調整基金の積み増しに寄与しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

ただいまの議員のご指摘につきまして、財政構造の観点からお答えいたします。まず、一般会計から生じた歳計剰余金が、地方自治法の規定に基づきまして財政調整基金等へ編入されるという仕組みにつきましては、議員のお見込みのとおりでございます。また、財政調整基金の残高増加の理由につきましても、ご認識のとおりでございます。

ふるさと応援寄附金を活用することで、一般会計における一般財源の支出を抑制し、収支の適正化を図った結果として剰余金が生じ、それが基金の積み増しに寄与しているという側面は、本市の財政運営において重要な要素の一つであると認識しております。

今後は、こうした基金の運用状況も踏まえながら、将来の財政需要に対する備えと、原課の行政需要に対応する事業への充当、この両者のバランスについて、より慎重かつ戦略的な検討を深めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

それでは、次に移りますが、令和2年3月の予算特別委員会で、このふるさと応援基金の設置に関して、新規事業への展開を渋る姿勢を示されていたというふうに私は感じておりましたが、過去の答弁の事実について確認してもらっていいですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

令和2年3月の予算特別委員会の答弁を読ませていただきます。「ふるさと応援基金を設置した理由は、ふるさと応援基金がどのように活用されているか。寄附した成果や効果が見えるように具現化することで、今後の寄附金額の増額につなげ、魅力あるまちづくりを推進するためでございます。基金を設置する以前との相違点は、どのような事業に活用されているか可視化ができるようになるという点でございます。新たに財源が増えたということではございません。そのため、従前より実施している事業にも活用させていただいておりますが、新規事業や既存事業の拡充への活用につきましては、必要性等を検討した上で活用するように考えております。」という内容でございました。

現在の運用におきましても、基金の目的は寄附者の思いを反映した施策に活用し、その活用状況は分かりやすく示すことにあると認識しております。その上で、寄付額の規模や制度環境が当時から変化していることも踏まえ、事業の必要性、優先度を精査し、財政規律を踏まえながら、活用する事業を検討しているところでございます。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

また後ほど、その件に関しては質問させていただきますが、次に、各種事業に対する予算算定の在り方についてお尋ねします。今年度、各地区まちづくり協議会に対する補助金の予算措置につきましては、昨年度と比較し減額となっております。この現状が現場の地域のまちづくり協議会の活動にどのような影響を及ぼしているのか、市としてどのように認識されているのでしょうか、お示してください。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

各地区のまちづくり協議会の総会等を通じまして、地域の皆様から事業継続や活動の質を維持することへの切実なご不安の声を直接伺っております。特に、長年培ってきた行事運営や防犯、見守り活動、各種イベントなどにおきまして、これまでの活動水準を維持することが厳しいというお話も頂いております。我々にとりましても大変重く受け止めております。

こうした中、一部の地区におきましては、地域企業との連携など既存の枠組みにとどまらない新たな手法を模索し、自律的な活動を維持しようとする前向きな試みも見受けられます。本市といたしましても、本市の交付しております補助金だけではなく、民間の助成金や企業の協賛金などの財源につきましても、共に一体となり考え、本市の推進しております協働のまちづくりの中核を担っております12地区まちづくり協議会に寄り添った支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

現場の切実な不安を重く受け止められている姿勢は分かりました。しかし、予算を減らしておきながら、民間の助成金や協賛金を集めろというのは現場への行き過ぎた負担であり、本市の費用対効果の論理が見え隠れしているのではないのでしょうか。そもそも、まちづくりにおいて短期的な費用対効果を求めるのは根本的に間違っています。地域の安心安全は長期的な視点で見るべきものです。

さらに言えば、市の目標は自治会加入率の向上でしょう。加入率を上げたいと言いながら、中核である現場の予算を削り、民間の金を頼れというのは完全に政策の矛盾です。現場を疲弊させながら、自治会に入ろうなどと言えるはずがありません。市が自らポリシーにブレーキをかけて

いる矛盾を強く指摘しておきます。

次の質問に移ります。市の交流センターにおきまして、新築や改修が行われた施設では備品も一新される一方で、そうでない施設では長年更新されていない古い備品がそのまま使われていますが、利用環境の格差がそのまま住民サービスの不平等として認識されています。市はこの実態をどう捉え、全ての地区の住民が公平に活動できる環境を、今後、どのように担保していくとお考えでしょうか。お示してください。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員のご指摘のとおり、交流センターの備品につきましては、更新されました交流センターと比較いたしますと、そうでない交流センターのほうでは明らかに老朽化している現状もございます。利用者の皆様、特に高齢の方々が移動や設置の際にご負担を感じておられることは十分認識いたしております。

これまでは施設全体の改修と備品更新を連動させておりましたが、今後は、交流センターの個別の事情や利用者の安全性に関する課題につきまして、優先的に対応策を講じる必要があると考えております。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

現場の痛みが深く分かった、極めて誠実なご答弁ありがとうございます。早急に実現していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、道路や公園の草刈り費用に莫大な経費がかかっている、今の予算枠では全然足りず、担当部署としても市民からの苦情や要望の嵐に本当に困り果てているのではないかと危惧していますが、いかがでしょうか。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

土木管理課が管理する道路敷の草刈り業務の現状につきましては、例年、夏と秋の年2回、委託業務により草刈りを行っておりますが、近年の地球温暖化の影響や大雨により、夏の草刈り後の生育が早くなっており、2回目の秋を待たずに草丈が伸びた状態が長く続き、対応に大変苦慮しているところでございます。

加えて、これまで市民の方々が地域活動の一環として草刈りを行っていただいた箇所につきましても、地域の担い手不足や高齢化に伴い、草刈りができないところも増えてきているため、年々草刈りを行う箇所が増加する傾向にあります。

また、緊急的な対応を必要とする箇所につきましては、市職員により随時対応しておりますが、現場で従事する職員の減少に伴い、早期の対応が難しい状況となっております。

都市計画課が管理する公園につきましては、公園利用者の安全確保や快適な利用状況の維持、さらには景観の保全を目的として、都市公園及び児童遊園において、市の委託業務により年2回の草刈りを実施しております。しかしながら、近年は気候変動等により雑草の繁茂が速く、草刈りが必要となる箇所が増加する傾向にあります。

また、地域住民の皆様により日常管理をお願いしております開発遊園につきましても、担い手不足や高齢化の進行により、今後は地域における公園管理が困難になっていくとの声が寄せられております。

このように、公園の維持管理を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。そのため、市民

の皆様から草刈り等に関する多数の要望や苦情を頂いておりますが、現時点では、予算の範囲内や人員の中で対応に努めているところでございます。草刈りにかかる事業費も毎年増加している状況であり、近年の人件費や資材等の高騰といった課題もあり、対応に苦慮しているところでございます。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

では次に、農業基盤整備の各地域からの要望に至っては、数年から約10年くらい実現待ちになっていますが、その間に飯塚の基幹産業が衰退していくのを、本市はただ見ているしかないのが現状ではないでしょうか。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

農業施設整備に関するご指摘につきましては、本市の基幹産業である農業を守る上で、重要な課題として認識しております。

まず、農業施設整備の現状と要望についてですが、農業用水路、ため池、揚排水機など、農業施設に対しましては、利用されている農区並びに生産組合から本庁農業土木課並びに各支所経済建設課に対し、様々な要望が寄せられております。

次に、要望内容といたしましては、軽微なものにつきましては、用排水路の清掃や草刈りがありますが、大規模なものにつきましては、老朽化した用排水路改良や井堰改修、ため池のしゅんせつなど多岐にわたっております。農業施設の要望に対しましては、緊急性や危険性を判断し、急を要する場合には早急に対応しており、測量等、時間が必要な案件につきましては応急処置を講じ、農繁期以外で対応するなどしているところでございます。

しかしながら、水路のしゅんせつや草刈りなどの要望は田植の前の時期に集中することから、体制の確保に苦慮しております。老朽化した水路などの農業施設改修の要望は、予算の範囲で地元農区と協議を行いながら、耕作に支障のないよう補修し対応しているところでございます。

水路、井堰、ため池など大規模となる改善要望につきましては、市単独での対応には限界があり、国、県の補助事業などを活用し対応することとなりますが、国や県での予算にも限りがあり、予算確保が事業実施の大きな課題であり、事業申請や採択にも時間を要することから、事業着手から完了までには複数年かかっている状況でございます。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

次に、同僚議員も3月議会の一般質問で予算要望を上げられていましたが、野良猫の件です。野良猫は繁殖力がすさまじく、放置すれば地域の住環境を脅かす深刻な外部不経済になってしまいます。今、保健所が殺処分をしない方針の中で、地域の方々がボランティアで、何と個人で年間20万円以上の自費を投じて不妊去勢手術を行っているという実態があるらしいんですが、本市はご存じでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

野良猫に関する苦情相談などを頂く中で、金額的なものは定かではございませんが、自費を投じて野良猫の不妊去勢手術を実施されている方もいらっしゃるということは把握いたしております。

○議長（城丸秀高）

２３番 兼本芳雄議員。

○２３番（兼本芳雄）

なんだけど、前は１００万円を拒否されたということなんです、つまり、行政は共助のまちづくりを掲げながら、予算がないという理由で、市民の身銭を切ったボランティア精神にただ乗りして、補助金すら出せていないのが今の本市の冷たい状態ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

野良猫の不妊去勢に関しまして、本市といたしましては、地域猫活動に取り組む住民等で組織される団体を支援する観点から、飼い主のいない猫の適正な管理を推進し、猫に起因する生活環境被害の軽減及び猫の引取り数の減少を図ることを目的に、地域猫活動支援事業を実施しております。

内容といたしましては、当該団体が活動地域内で管理しております野良猫に関して不妊去勢手術を実施する場合、協力動物病院で使用可能な手術券を交付し、その手術に要する費用を予算の範囲内で市が補助するものでございます。

○議長（城丸秀高）

２３番 兼本芳雄議員。

○２３番（兼本芳雄）

今まで各担当課のほうからご答弁を頂きましたが、ほとんどの方が予算の範囲内でしか交付できないという現状の制度の厳しさと、予算不足の限界をにじませたご答弁を頂きました。現場の職員の皆様も、決して市民を突き放したいわけではなく、現行の枠組みの中ではこれ以上の対応が不可能なのだという苦渋の決断であると拝察いたしました。

しかし、その制度の壁と予算不足のしわ寄せによって、地域のボランティアや市民の皆さんが、今この瞬間も身銭を切り、多大な負担を強いられているという冷徹な事実だけは重く残されていることをしっかりと市長、ご認識いただきたいと思います。そのように要望いたしまして、次の質問に移ります。

まず初めに申したいのですが、市長が進める目玉政策の重要性について、私も十分理解させていただいております。しかしその一方で、各担当課が予算不足でどれほど苦しんでいるかもはっきりと分かりました。市長の政策を支える陰で、足元の地域社会に圧倒的な不公平感が生まれているのが本市の実態です。市民はふるさと納税の好調を知るからこそ落胆し、寄附者も市の貯金を増やすために大切なお金を投じたわけではないと思います。

現場を苦しめ、地域に不公平感を強いている現状について、市長、経営トップとしてご理解いただけましたでしょうか。年度末に残る巨額の資金、あるいは使途をロックした、例えば、地域生活インフラ維持基金を創設し、市民の要望へ平等に還元すべきだと考えますが、市長の誠実な見解を伺います。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

現在、本市では、ふるさと応援寄附金をしていただくことにより、ありがたいことに３０億円規模の自主財源が生まれております。しかしながら、それでもなお財政調整基金及び減債基金により、財源調整が必要な状況となっております。

このような状況の中、限られた財源で行政運営を行うため、市民の皆様のご協力を得ながら行

政運営をしていることをご理解いただければと考えております。質問議員が提案されました地域生活インフラ維持基金は、先ほど質問されたような内容の財源として活用できるようにご提案されているものと思いますが、現状において、ふるさと応援基金により寄附者の意向に沿ったメニューの事業に活用させていただいております。そのため、現状の管理の方法でふるさと応援基金を管理してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

お金が足りないから市民のための基金はつくれない、現状維持だ。これが市長のお考えということではよろしいですか。お答えがないようなので、次にいきます。そのような冷たいお答えと、私はしかと受け止めました。

そこで市長、先ほど企画政策室長が「変化した環境に合わせて、事業の必要性や優先度を精査している」と答弁されました。ならば、確認のためにお尋ねいたしますが、今、担当課が苦渋の答弁をされました。そして市民がこうやってほしいと言われている地域課題、これはふるさと納税の各メニューに全部入っていますよね。項目としては、全部内容として同じですよ。その中で、市民が多大な負担を強いられている切実な要望は、企画政策室長は先ほど本市にとって優先度で決めると、精査すると言われたんですよね。それというのは、この切実な要望は優先度が低い事業だ、だから予算を増やせないといった認識で市長、よろしいですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

優先度が低いから予算をつけないというふうな答弁をしたつもりはございませんで、限られた財源を配分するときに、優先度、必要性、そういったものを考慮して予算を配分していくということです。必ずしも言われているような事業、維持管理に関する事業とか、そういったものが優先度が低いというような意味合いで申し上げたものではございません。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

ちょっとよく分かりませんが、そういう認識の違いということではよろしいですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

同じような答弁にはなりますけれども、市の財源には限りがございます。その中で、行政が全ての要望をかなえることは困難でございます。市として優先すべきは、特に将来の財政状況が厳しくなると想定される現状では、市民全体の行政サービスの維持・充実と持続可能な行政運営を次世代に引き継ぐということだと捉え、限られた財源をいかに効率的、効果的に活用するかを市政運営の判断材料とすべきものと考えているところでございます。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

ごめんなさい、よく分かりませんでしたので、次に行きます。ただ市長、私は市長からの答弁を頂きたかったのが本音なんですけど。大切なことなんです、今の話というのは。

先ほど行政経営部長は、ふるさと納税で浮いた市税を財政調整基金の貯金に回したとはっきり答弁されているんです、市長。今回、これまでの答弁やホームページでも分かるように、実際に

は毎年必ず行わなければならない通常業務の予算まで、このふるさと納税にすり替わっています。先ほどの答弁もそうですし、ホームページを見てください。だからこそ、最終決算でお金が余り、役所の貯金が増えたわけです。

それで、1件でも多くの寄附を増やそうと現場で汗を流して頑張ってきた職員の皆さんの努力の結晶を、実は今、市長の選挙公約に基づく政策で、なおかつ、市長が優先順位が高いと思ったところだけに100%全部突っ込んでいるんです。残りは通常業務の穴埋めに回して、最後はただ役所の貯金箱に入れるだけなんですよ。

先ほどから言いますように、その一方で、本市の施策の実現のために、市長の公約と同じ熱い思いで現場で汗を流して頑張っている市民やボランティアの方々が飯塚にはたくさんいらっしゃいます。その方々がどうか助けてくださいと切実なSOSを上げているのに対して、結局、私は優先順位があるということで認識したんですけども、一言で冷酷に拒否されています。

市長、これほどの不平等な予算配分の裏で、市民やボランティアの方々がどれほど苦労されているかを、完全に無視されていませんか。そんな寂しい使われ方は全国の寄附者も恐らく望んでいないと思います。自らの公約の優先順位の政策だけに全部使って、市民の切実な要望を予算がないと切り捨てる不平等さを今すぐ正してください。そして、全ての市民へ平等に還元できる地域生活インフラ維持基金を今すぐ創設してもらいたいと思っております。しっかり検討いただいてよろしいでしょうか、市長。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

今、質問議員からご指摘を頂きましたけれども、私が掲げている5つのまちづくり等だけに予算を投じているというわけでございませぬ。総合的に、市の様々な義務的な経費もございませぬし、通常、経常的なもの、政策的に、若干でございませぬが今やっているものもありますので、そういったことはご理解いただきたいとともに、今日、質問議員からる、市民の皆様の声を受けて、今日ご指摘されておられると思いますので、その点につきましてはしっかり今日は拝聴させていただきたいと思っております。

質問議員も御承知のとおり、本当に市の財政には限りがございます。その中で、行政が全ての要望をかなえることは困難でございますので、特に将来の財政状況が厳しくなると想定される現状では、先ほども企画政策室長が申しましたけれども、市としてどうしても優先すべきは、市民全体の行政サービスの維持充実と持続可能な行政運営を次世代に引き継ぐということだと捉えているところでございます。そういう意味で、限られた財源をいかに効率的、効果的に活用するのか、今日の様々頂きましたご指摘も踏まえまして、市政運営の判断材料とさせていただきたいと思っています。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

市長、1億4千万円、財政調整基金が上がるんです。このふるさと納税がなかったら赤字なんです。そしたら、この1億4千万円は少なくとも平等に、ふるさと納税のおかげで余ったお金なんですから、地域の住民の皆さんの要望に充てるというのが私は筋だと思います。以上で次の質問に行きます。

先ほどから、短期的なミクロ経済政策というところでお話しさせていただきましたが、一つ提案がありまして、今までは補助金を使った事業が行われていたと思うんです。そこからの発想の転換じゃないんですが、本市は長年、IT特区の看板を掲げ、日本初のブロックチェーン推進宣言を行い、毎年予算をつけて、飯塚市先端情報技術実証実験ワンストップサポート事業という、

全国から公募して行っていたわけなんです、それを発想の転換で、市はもうお金は出しませんと。その代わり、飯塚市というまちそのものを金融機関が喉から手が出るほど欲しがっている生の現金の流れ、いわゆる決済データの実証フィールドとして提供するという発想の転換ができないかという提案なんです。

ご存じのように、地元銀行が持つ決済インフラがあります。本市の経済施策を地元の優れたブロックチェーン企業の技術で、安全に結合させるわけです。その集まった生データを九州工業大学や近畿大学のデータサイエンスチームがリアルタイム分析する、飯塚経済分析ラボ、官学金産連携というのを構築したらどうかと思っていますが、これだと、市がシステム開発費用を負担せず、今ある足元の強みをつなぐだけで実現可能と考えているんですが、どうでしょうか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

現在、中央銀行やメガバンクなど、主要な民間金融機関は決済手段の一つとして、ブロックチェーン技術の実証実験や検討が進められております。また、福岡フィナンシャルグループ傘下のデジタルバンク「みんなの銀行」におきましても、ブロックチェーン技術と金融サービスを融合させた革新的なサービスの創出を目指した動きが活発化しております。

本市では、最先端のブロックチェーンの情報に触れて学ぶことができる環境の創出とともに、IT技術者をバックアップする環境を整え、将来的に本市がブロックチェーンの情報と技術の集積地となることを目指し、サポート事業等の実施を通して、新産業の創出と新たなビジネスモデルの構築につながる取組を推進しております。

金融機関の決済、電子決済処理において、ブロックチェーン技術を活用することで、送金手数料の削減や決済処理の迅速化、即時化、さらには取引利益の高い透明性とセキュリティーが担保されるなどのメリットに加えまして、質問議員のご指摘のとおり、現金の流れを把握できることで、特に金融機関のビジネスモデルに大きな影響を及ぼすものであると認識しております。

今後は、サポート事業の活用による実証事業の実施のほか、ブロックチェーン関連企業、大学、行政の既存ネットワークに地元の金融機関を加えた連携体制を構築することを視野に入れて、ブロックチェーン関連技術の新たな活用策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

ただ、さっきから言っている私の意図というのがうまく伝わっていなかったようですので、私の考えを伝えさせてもらおうと、サポート事業のテーマに組み入れる等の連携を検討したいと先ほどおっしゃいましたが、そういうことではなくて、実は、私はこの議会で10年ほど前から経済の見える化、つまり、各世代の市民の資金の流れを把握し、ピンポイントの政策を打つべきであるということを言っておりました。

これはなぜかという、それこそが今まさに生活苦にあえぐ市民の、現場のSOSに一刻も早く正確に手を差し伸べる唯一の方法だからと思っているからです。ブロックチェーン技術やデジタルバンクがここまで進んだ今、本市がやるべきなのは、市が予算を出すこれまでのやり方の延長線上ではなくて、市はシステム開発費などの予算はもう1円も出さないよと。既に地元銀行が持っているデジタルインフラや地元のすぐれた技術、そして大学の優秀な頭脳を、もともとIT特区である飯塚市という名前の下につなぐだけ。市には予算の消費リスクも開発の失敗リスクも1ミリも発生しないと思うんです。お金を一切使わず、場を提供するだけで市民の生活を救う、地域経済の可視化が実現する、これこそが今本市が取るべき本当の実証実験の場の在り方だと私は思っていますが、このノーリスク・ハイリターンな提案を拒む理由というのは何かありますで

しょうか。

○議長（城丸秀高）

経済部長。

○経済部長（林 利恵）

質問議員のご提案を拒むものではございません。提示されたご意見は現在の本市の取組をさらに発展させる可能性があり、特にノーリスク・ハイリターンという観点で有意義であると考えております。

今後、金融機関をはじめとした関係各所の具体的な連携案の策定等を進め、市民の生活支援と地域経済の活性化に資する実証実験の実現に向けて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

23番 兼本芳雄議員。

○23番（兼本芳雄）

私の提案の真意を深くご理解いただき、大変前向きなご答弁ありがとうございます。本市にとってノーリスク・ハイリターンであり、極めて有意義な提案だと認めていただきました。予算もかからないわけですから、市長、政治的なトップ判断によって、先ほどの問題でもないですが、みんなに平等に予算がつくように、地元の銀行や大学につなぐ場を提供する決断をしてください。お金を一切使わず、リスクも1ミリも発生せずに、市民の生活をつくる地域経済の可視化が実現するんです。一つだけ使ってもらわなくてはいけないのが、市長の政治的頭脳という形になります。これを使っていただいて、真のミクロ経済政策が達成できると思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、福岡圏域から人口流入を狙うベッドタウン戦略と未来投資について伺います。福岡圏域からの人口流入を拒む筑豊との文化の壁を乗り越えるためには、圧倒的な教育の魅力と同時に、日々の交通の利便性が必須です。福岡市へ通勤する住民へのJR定期代の補助や福北ゆたか線の電車の増便、スピードアップに向けたJR九州等への粘り強い働きかけなど、ミクロの交通・生活政策を市が指導することこそ、ベッドタウンとしての本当の役割だと考えます。本市を福岡圏域の受皿としての次世代型教育ITサテライト都市として明確に位置づけ、攻めの地方創生へかじを切るべきと考えますが、市長の経営トップとしての見解を伺います。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

まず、質問議員からご提案のありました、JR定期代補助、福北ゆたか線の利便性向上に関しまして、私のほうから答弁させていただきます。

JR定期代の補助につきましては、他の交通手段で通勤される方や福岡市内以外の駅で乗降される方との公平性、企業から通勤手当が全額もしくは一定額支給されていることもありますことから、個人の通勤費を補助する必要性や費用対効果を慎重に検討する必要があるかと考えております。

また、福北ゆたか線の電車の増便、スピードアップに向けた、JR九州等への粘り強い働きかけの件につきましては、本市といたしましても、福北ゆたか線の利便性向上は移住・定住の促進に欠かせないものと考えております。毎年、飯塚市長が会長を務めますJR九州篠栗線・筑豊本線整備連絡協議会を通しまして、質問議員が言われますように、電車の増便、スピードアップを図るための複線化や通勤通学時間帯の車両の増便などにつきまして要望活動を行っているところでございまして、今後も沿線自治体と連携を図りながら、JR九州に対しまして粘り強く要望活動を継続してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

加えて答弁させていただきます。これから本市が持続可能で発展し続けるためには、人口減少の抑制、人口の維持が重要なポイントであると認識いたしております。本市が選ばれる魅力的な居住地となるためには、質問議員が例示されました、福北ゆたか線の運行環境の向上は通勤通学の重要な要素であり、ＩＴ、デジタル技術につきましては、本市における新たな産業、雇用のキーワードであり、教育は、居住地として選ばれるための重要な要素でございます。そのため、教育、ＩＴ、交通など様々な面から、どのような施策が効果を生むのか検討しつつ、現時点での本市の魅力を、福岡県内だけでなく全国の方々に効果的に発信し、魅力的な居住地として選んでいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

２３番 兼本芳雄議員。

○２３番（兼本芳雄）

私から福岡の子育て世代を本市に手繰り寄せるための一歩踏み込んだ要望をさせていただきます。福岡圏域への通学定期、通勤定期の思い切った補助と先ほど言いました。これは確かにお金がかかります。しかし、単なるコストではなく、本市に住み続けてもらうための確実な先行投資と考えます。新飯塚駅から博多駅への通勤定期が６か月で１４万８９００円です。それで、各企業さんとかの手当からはみ出る自己負担分の差額というのは大体５千円ぐらいかなと思います。その分を飯塚市が補助する。それから、高校生の通学定期６か月が５万７０５０円ぐらいです。半額の１月約４７５０円を市が補助すると。そうした場合、通勤１００人、通学２００人をサポートしたとします。先ほど、費用対効果と部長のほうが言われていましたが、私の考えでいくと、必要な予算は年間で、大体、合計約１６００万円ぐらいなんです。

この投資によって、福岡圏域の子育て世代が本市にとどまれば、約２千万円以上の市民税がダイレクトに入ります。これは、大体、年収５００万円ぐらいで考えていますけども、お分かりになるとと思います。さらに、こどもたちを含めた人口が維持されることで、国からの地方交付税が数千万円規模で加算されます。合わせれば、投資額の実に４倍近いリターンが飯塚市にこれから来るのではないのかなというふうに思っておりますので、ぜひ検討のほうお願いいたします。

そしてもう一つが、福岡圏域の子育て世代は過密な受験戦争と高い教育コストに悩んでいます。彼らが求めているのは、我が子を確実に大学へ進学させる圧倒的な教育の実利です。博多駅から４０分強の本市がその受皿になるかどうか、社会増の鍵を握っていると思っています。本市が誇るＳＴＥＡＭ教育を小学校から高校までの１２年間の一貫教育としてつないでみたらどうでしょうか。もちろん、小中は市立、高校は県立や私立という縦割りの壁があることは重々承知しています。だからこそ、政治の力の出番だと思います。

市長、教育委員会任せにせず、市長が主体となった県立、市立の枠を超えた飯塚市高校生地域課題解決プラットフォームを創出してください。高校生が飯塚のリアルな課題解決をプレゼンし、市がそれを実際の施策として受け入れる舞台です。まちづくりに貢献したこの圧倒的な実績は、現在の大学入試の主流である総合型選抜において、我がまちのこどもたちが他を圧倒する最高のキャリア証明になるのではないのでしょうか。ぜひ市長自らが先頭に立っていただいて、市内の九州工業大学や近畿大学、さらには、福岡圏域の九州大学、西南学院大学、福岡大学等の主要大学のトップに直接、飯塚の地域課題に貢献した生徒に対する独自の推薦枠を勝ち取ってくるトップセールスを行ってください。選ばれる教育都市・飯塚を確固たるものにするため、市長の強いリーダーシップの下、次期総合計画や予算編成において前向きな一歩を踏み出していただくことを強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（城丸秀高）

本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明６月１８日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 ５時４３分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 25名)

1 番 城 丸 秀 高
2 番 深 町 善 文
3 番 光 根 正 宣
4 番 奥 山 亮 一
7 番 藤 間 隆 太
8 番 藤 堂 彰
9 番 佐 藤 清 和
1 0 番 田 中 武 春
1 1 番 川 上 直 喜
1 2 番 金 子 加 代
1 3 番 石 川 華 子
1 4 番 田 中 裕 二
1 5 番 赤 尾 嘉 則

1 6 番 土 居 幸 則
1 7 番 吉 松 信 之
1 8 番 吉 田 健 一
1 9 番 田 中 博 文
2 0 番 鯉 川 信 二
2 1 番 秀 村 長 利
2 2 番 永 末 雄 大
2 3 番 兼 本 芳 雄
2 4 番 小 幡 俊 之
2 6 番 瀬 戸 元
2 7 番 坂 平 末 雄
2 8 番 道 祖 満

(欠席議員 1名)

2 5 番 江 口 徹

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 岩 熊 一 昌

議事総務係長 宮 山 哲 明

書 記 加世堂 沙 織

議事調査係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

書 記 藤 嶋 祐 也

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

副 市 長 久 世 賢 治

副 市 長 許 斐 博 史

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 日 高 政 徳

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 田 中 善 広

経 済 部 長 林 利 恵

こども未来部長 榑 敏 江

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 小 西 由 孝

企 業 局 次 長 上 野 恭 裕

企画政策室長 落 合 幸 司